

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|---|-------|-------|----------|--------------------|---|----------|----------|---------------|-----------------------|--|
| 1 | 枚方土木 | 枚方土木 | 用地グループ | 枚方市 | 平成30年度 京阪連続立体交差事業にかかる用地取得等業務委託 | 20180401 | 20190331 | 500,000,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。 |
| 2 | 枚方土木 | 枚方土木 | 用地グループ | 寝屋川市 | 平成30年度 京阪連立事業にかかる用地取得等業務委託(寝屋川市)債務契約 | 20180517 | 20210331 | 1,025,103,658 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。 |
| 3 | 枚方土木 | 枚方土木 | 用地グループ | 寝屋川市 | 平成30年度 京阪連続立体交差事業にかかる用地買収業務等業務委託(寝屋川市) | 20180401 | 20190331 | 57,429,484 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。 |
| 4 | 茨木土木 | 茨木土木 | 道路整備グループ | 阪急電鉄(株) | 阪急京都線(摂津市駅付近)連続立体交差事業に係る鉄道施設概略設計等委託業務(平成30年度) | 20180427 | 20190315 | 148,409,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 特殊の性質(鉄道施設の設計)を有する業務であるため、委託先(阪急電鉄株)が特定される。 |
| 5 | 枚方土木 | 枚方土木 | 計画保全グループ | 京阪電気鉄道(株) | 主要地方道 枚方交野寝屋川線 郡津跨線橋 橋梁点検補修工事委託 | 20180427 | 20190731 | 125,642,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(鉄道敷内橋梁点検委託)が特定の者(当該鉄道事業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 6 | 岸和田土木 | 岸和田土木 | 計画保全グループ | 西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 | 一般国道 481号 長滝跨線橋 橋梁点検委託 | 20180423 | 20190329 | 64,262,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(橋梁点検委託)が特定の者(当該鉄道管理者)でなければ実施することができないものであるため |
| 7 | 安威川ダム | 安威川ダム | 総務グループ | 独立行政法人水資源機構 | 安威川ダム 建設工事外施工監理業務委託(H30) | 20180427 | 20190517 | 57,996,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(安威川ダム施工監理業務)が特定の者(ダム建設の施工監理業務の実績を有する、また安威川ダムを熟知している業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 8 | 池田土木 | 池田土木 | 用地グループ | 大阪府土地開発公社 | 補償算定業務委託契約(延焼遮断帯整備促進事業) | 20180502 | 20190331 | 45,188,280 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|----|-------|-------|----------|--------------------------|--|----------|----------|------------|-----------------------|--|
| 9 | 茨木土木 | 茨木土木 | 用地グループ | 摂津市 | 平成30年度 阪急京都線(摂津市駅付近)連続立体交差事業に係る用地取得等業務委託 | 20180402 | 20200331 | 42,373,680 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。 |
| 10 | 八尾土木 | 八尾土木 | 総務・契約課 | 公益財団法人大阪府文化財センター | 寝屋川水系改良事業(一級河川恩智川法善寺多目的遊水地)に伴う大県郡条里遺跡(その5)発掘調査 | 20180402 | 20190524 | 35,565,480 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 特殊の性質(文化財調査)を有する業務であるため、委託先(公益財団法人大阪府文化財センター)が特定される |
| 11 | 岸和田土木 | 岸和田土木 | 用地グループ | 大阪府土地開発公社 | 平成30年度道路改良事業にかかる補償算定業務委託変更契約の締結及びこれに伴う経費の支出について | 20180406 | 20190331 | 35,222,040 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 12 | 鳳土木 | 鳳土木 | 計画保全グループ | エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株) 大阪支店 | 一般府道 堺阪南線 電線共同溝整備事業に伴う連系管路等工事委託(その1) | 20180402 | 20190228 | 35,049,240 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(電線共同溝整備事業に伴う連系管路等工事)が特定の者(管理者)でなければ実施することができないものであるため |
| 13 | 富田林土木 | 富田林土木 | 河川砂防グループ | 大阪狭山市 | 狭山池ダム 植栽管理等業務委託(平成30年度) | 20180402 | 20190322 | 34,845,120 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 14 | 枚方土木 | 枚方土木 | 用地グループ | 大阪府土地開発公社 | 平成30年度 道路改良事業における補償算定業務委託契約 | 20180401 | 20190331 | 34,477,920 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。 |
| 15 | 茨木土木 | 茨木土木 | 建設グループ | 公益財団法人大阪府文化財センター | 一般国道 170号(十三高槻線)道路築造事業に伴う井尻遺跡埋蔵文化財調査業務委託(その3) | 20180501 | 20190315 | 29,795,040 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 特殊の性質(文化財調査)を有する業務であるため、委託先(公益財団法人大阪府文化財センター)が特定される。 |
| 16 | 茨木土木 | 茨木土木 | 道路整備グループ | 摂津市 | 北部大阪都市計画都市高速鉄道阪急電鉄京都線(摂津市駅付近)連続立体交差事業に係る環境側道検討業務委託(平成30年度) | 20180419 | 20190315 | 29,449,440 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。 |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|----|-------|-------|----------|-----------------------|--|----------|----------|------------|---------------------------|--|
| 17 | 八尾土木 | 八尾土木 | 計画保全グループ | 西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 | 主要地方道 大阪中央環状線 神武跨線橋 橋梁点検委託 | 20180405 | 20190329 | 29,194,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(鉄道敷内橋梁点検委託)が特定の者 (当該鉄道事業者)でなければ実施することが できないものであるため |
| 18 | 港湾局 | 港湾局 | 施設運営グループ | 株式会社 東洋信号通信社 | 堺泉北港・阪南港港務通信業務 委託 | 20180401 | 20190331 | 28,686,960 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 特殊の性質(国際VHF無線電話を用いての港 務通信)を行う業務であるため、委託先((株) 東洋信号通信社)が特定される。 |
| 19 | 枚方土木 | 枚方土木 | 計画保全グループ | 京阪電気鉄道(株) | 一般国道 170号 香里跨線 橋 定期点検委託 | 20180511 | 20181031 | 25,012,800 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(鉄道敷内橋梁点検委託)が特定の者 (当該鉄道事業者)でなければ実施することが できないものであるため |
| 20 | 枚方土木 | 枚方土木 | 用地グループ | 大阪府土地開発公社 | 平成30年度延焼遮断帯整備促 進事業に係る物件調査業務委託 について | 20180418 | 20190331 | 24,930,720 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため。 |
| 21 | 鳳土木 | 鳳土木 | 計画保全グループ | 関西電力株式会社 大阪南 電力部 | 一般府道 堺阪南線 電線共 同溝整備事業に伴う連系管路等 工事委託(その2) | 20180404 | 20190228 | 18,246,092 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(電線共同溝整備事業に伴う連系管路等 工事)が特定の者(管理者)でなければ実施す ることができないものであるため |
| 22 | 岸和田土木 | 岸和田土木 | 総務・契約課 | 東洋メンテナンス(株) | 主要地方道 泉佐野岩出線 金熊寺トンネル施設点検管理業 務(その2) | 20180601 | 20210531 | 18,122,400 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第8号 | 再度の入札に付し落札者がいないため |
| 23 | 寝屋川水系 | 寝屋川水系 | 施設課 | 大東市 | 一級河川 寝屋川 大東市に係 る河川施設の操作等委託 | 20180401 | 20190331 | 17,453,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため |
| 24 | 池田土木 | 池田土木 | 総務・契約課 | 復建調査設計(株) 大阪支 社 | 主要地方道 茨木能勢線 道 路法面復旧設計委託 | 20180316 | 20181214 | 17,095,320 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第5号 | 災害時の復旧のため、急迫を要し、競争入札 に付しては契約の目的を達成できないため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|----|-------|-------|--------------|-----------------------|--|----------|----------|------------|---------------------------|---|
| 25 | 寝屋川水系 | 寝屋川水系 | 施設課 | 東大阪市 | 一級河川 平野川 外 東大阪 市に係る河川施設の操作等委託 | 20180401 | 20190331 | 16,421,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため |
| 26 | 西大阪治水 | 西大阪治水 | 総務課 | 西菱電機(株) 大阪支社 | 一級河川 木津川 外 防災情 報システム点検整備業務(H30) | 20180401 | 20190331 | 15,984,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(防災情報システム点検整備業務)が特 定の者(設備の設計・製作・据付を実施したも のから点検整備業務を引き継いだ者)でなけ れば実施することができないものであるため |
| 27 | 富田林土木 | 富田林土木 | 道路第二グ ループ | 阪神高速道路(株) | 大阪府道高速大和川線建設に 伴う道路函体の工事委託に関する 協定書(その2) | 20180416 | 20190331 | 15,394,413 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため |
| 28 | 枚方土木 | 枚方土木 | 計画保全グ ループ | 西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 | 主要地方道 大阪生駒線 竜 望橋外2橋 橋梁点検委託 | 20180423 | 20190331 | 14,706,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(鉄道敷内橋梁点検委託)が特定の者 (当該鉄道事業者)でなければ実施することが できないものであるため |
| 29 | 鳳土木 | 鳳土木 | 管理課 | 高石市 | 二級河川 王子川 排水機場管 理委託 | 20180401 | 20190331 | 14,280,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため |
| 30 | 八尾土木 | 八尾土木 | 総務・契約課 | 東大阪市 | 近鉄奈良線(東大阪市) 奈良 線附属街路等測量及び設計業務 委託 | 20180521 | 20181130 | 13,892,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため |
| 31 | 寝屋川水系 | 寝屋川水系 | 施設課 | 守口市 | 一級河川 寝屋川 守口市に係 る河川施設の操作等委託 | 20180401 | 20190331 | 13,605,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|----|-------|-------|----------|--------------------------------|--|----------|----------|------------|-----------------------|---|
| 32 | 枚方土木 | 枚方土木 | 用地グループ | 枚方市 | 平成30年度 主要地方道枚方山城線交通安全施設等整備事業にかかる用地取得等業務委託 | 20180401 | 20190331 | 13,595,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。 |
| 33 | 西大阪治水 | 西大阪治水 | 総務課 | 株式会社 三井E&Sマシナリー 関西支社 | 一級河川 淀川 毛馬排水機場 自家発電設備精密点検業務(H30) | 20180401 | 20190331 | 12,960,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(自家発電設備の点検業務)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 34 | 鳳土木 | 鳳土木 | 道路整備グループ | 高石市 | 南海本線・高師浜線(高石市)連続立体交差事業(関連側道)の用に供する土地の取得等に関する委託 | 20180401 | 20190331 | 12,481,790 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 35 | 富田林土木 | 富田林土木 | 道路整備グループ | 南海電気鉄道(株) | 一般国道(新)371号 出合取付道路工事に係る南海高野線第1出合トンネル影響計測業務 | 20180401 | 20181031 | 11,975,040 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務の性質上(南海電気鉄道株式会社の鉄道敷地への影響及び運行上の安全確保)、委託先が特定されるため |
| 36 | 岸和田土木 | 岸和田土木 | 計画保全グループ | 近畿地方整備局 | 一般国道 481号 泉佐野共同溝監視業務 | 20180401 | 20190331 | 11,333,520 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 37 | 港湾局 | 港湾局 | 設備グループ | パナソニックシステムソリューションズジャパン(株) 関西支社 | 堺泉北港外 埠頭保安設備点検整備業務 | 20180401 | 20190331 | 14,667,480 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(埠頭保安設備点検)が特定の者(当該設備の製造業者・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 38 | 鳳土木 | 鳳土木 | 管理課 | 高石市 | 二級河川 芦田川 排水機場管理委託 | 20180401 | 20190331 | 10,550,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 39 | 寝屋川水系 | 寝屋川水系 | 施設課 | 大阪市建設局 | 一級河川 寝屋川 城北寝屋川口水門並びに城北大川口水門操作等委託 | 20180401 | 20190331 | 10,495,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|----|-------|-------|----------|------------------------|--|----------|----------|------------|-----------------------|---|
| 40 | 池田土木 | 池田土木 | 総務・契約課 | 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業(協) | 服部緑地 知的障がい者等の就労支援を目的とした清掃等業務 | 20180402 | 20190329 | 10,196,280 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 | 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約であるため |
| 41 | 寝屋川水系 | 寝屋川水系 | 企画防災グループ | 大阪外環状鉄道(株) | 一級河川 平野川分水路 護岸改修工事(おおさか東線上下流)(H30) | 20180401 | 20181228 | 10,003,260 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(護岸改修工事)が特定の者(当該護岸上のおおさか東線整備事業施行業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 42 | 茨木土木 | 茨木土木 | 環境整備グループ | 摂津市 | 一級河川 大正川 外 河川維持業務 | 20180525 | 20181130 | 9,366,840 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。 |
| 43 | 寝屋川水系 | 寝屋川水系 | 維持補修グループ | 八尾市 | 一級河川 恩智川 治水緑地(福万寺1・2期)環境整備委託 | 20180402 | 20190329 | 9,008,280 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 44 | 港湾局 | 港湾局 | 設備グループ | 西菱電機(株) 大阪支社 | 泉州海岸 水門等遠隔監視制御設備点検整備業務 | 20180401 | 20190331 | 15,336,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(水門等遠隔監視制御設備点検整備業務)が特定の者(当該設備の専門の点検整備会社)でなければ実施することができないものであるため |
| 45 | 富田林土木 | 富田林土木 | 用地グループ | 大阪府土地開発公社 | 平成30年度一般府道郡戸大堀線歩道整備事業(2-1工区、2-2工区)にかかる補償算定業務委託 | 20180531 | 20190331 | 8,926,200 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 46 | 寝屋川水系 | 寝屋川水系 | 維持補修グループ | 東大阪市 | 一級河川 恩智川 治水緑地(池島1期)環境整備委託 | 20180402 | 20190329 | 8,636,760 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 47 | 枚方土木 | 枚方土木 | 道路整備グループ | 枚方市 | 京阪本線(寝屋川市・枚方市)連続立体交差事業に係る環境側道等の設計に関する実施設計 | 20180522 | 20190315 | 8,520,640 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。 |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|----|-------|-------|-------------|-------------------------|---|----------|----------|-----------|-----------------------|--|
| 48 | 枚方土木 | 枚方土木 | 道路整備グループ | 寝屋川市 | 京阪本線(寝屋川市・枚方市)連続立体交差事業に係る道路予備設計等に関する実施協定 | 20180517 | 20190315 | 8,156,320 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。 |
| 49 | 鳳土木 | 鳳土木 | 和泉工区 | 和泉市 | 槇尾川上流部園地の維持管理業務委託 | 20180401 | 20190331 | 8,059,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 50 | 安威川ダム | 安威川ダム | 総務グループ | 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 | 安威川ダム 魚類等調査業務委託(H30) | 20180515 | 20190315 | 8,043,840 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 51 | 寝屋川水系 | 寝屋川水系 | 施設課 | 寝屋川市 | 一級河川 古川 外 寝屋川市に係る河川施設の操作等委託 | 20180401 | 20190331 | 7,047,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 52 | 港湾局 | 港湾局 | 堺泉北港湾事務所管理課 | 公益社団法人泉大津市シルバー人材センター | 泉大津市内港湾施設清掃業務 | 20180402 | 20190329 | 6,713,640 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 | 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約であるため |
| 53 | 富田林土木 | 富田林土木 | 総務・契約課 | 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業(協) | 知的障がい者等の就労支援を目的とした清掃業務(H30)(大阪府立狭山池博物館清掃業務) | 20180402 | 20190331 | 6,389,820 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 | 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約であるため |
| 54 | 港湾局 | 港湾局 | 堺泉北港湾事務所管理課 | 堺市 | 堺泉北港 堺2区 先端緑地管理業務 | 20180401 | 20190331 | 6,205,427 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 55 | 茨木土木 | 茨木土木 | 環境整備グループ | 吹田市 | 一般国道 479号 外 地下道、歩道、エレベーター等維持管理業務 | 20180404 | 20190331 | 6,134,832 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。 |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|----|-------|-------|-------------|----------------------|--|----------|----------|-----------|-----------------------|--|
| 56 | 寝屋川水系 | 寝屋川水系 | 施設課 | 門真市 | 一級河川 古川 門真市に係る河川施設の操作等委託 | 20180401 | 20190331 | 5,683,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 57 | 西大阪治水 | 西大阪治水 | 施設グループ | 豊中市 | 旧猪名川水門維持管理委託(H30)の契約締結及びこれに要する経費支出について | 20180401 | 20190331 | 5,572,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 58 | 西大阪治水 | 西大阪治水 | 総務課 | 東芝インフラシステムズ(株) 関西支社 | 一級河川 淀川 毛馬排水機場 電気設備精密点検業務(H30) | 20180401 | 20190331 | 5,292,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(電気設備の点検業務)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 59 | 富田林土木 | 富田林土木 | 河川砂防グループ | 大黒水利組合 | 一級河川 石川 堤外水路維持管理業務委託 | 20180518 | 20181031 | 4,972,320 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 取水施設を維持管理している大黒水利組合と直接契約を締結するため |
| 60 | 富田林土木 | 富田林土木 | 地域支援・防災グループ | 大阪狭山市 | 大阪府立狭山池博物館・大阪狭山市立郷土資料館にぎわいづくり事業業務委託 | 20180401 | 20190331 | 4,732,560 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 61 | 港湾局 | 港湾局 | 阪南港湾事務所管理課 | 公益社団法人 貝塚市シルバー人材センター | 二色の浜海岸及び阪南3・4・5・6区臨港道路外清掃業務 | 20180402 | 20190329 | 8,295,426 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 | 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約であるため |
| 62 | 寝屋川水系 | 寝屋川水系 | 企画防災グループ | 大阪外環状鉄道(株) | 一級河川 寝屋川 護岸改修工事(おおさか東線上下流左岸)(H30) | 20180401 | 20181228 | 4,600,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(護岸改修工事)が特定の者(当該護岸上のおおさか東線整備事業施行業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 63 | 港湾局 | 港湾局 | 施設運営グループ | 日本電気 株式会社 関西支社 | 大阪府港湾EDIシステム運用保守業務委託(一般会計) | 20180401 | 20190331 | 9,162,720 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(システム運用保守)が特定の者(当該ソフトウェアの製造業者)でなければ実施することができないものであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|----|-------|-------|----------------|---------------------------|--|----------|----------|-----------|---------------------------|--|
| 64 | 寝屋川水系 | 寝屋川水系 | 施設課 | 大東市 | 一級河川 恩智川 住道新橋 止水鉄扉及び共用施設の操作等 委託 | 20180401 | 20190331 | 4,064,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため |
| 65 | 岸和田土木 | 岸和田土木 | 維持・河川グ ループ | 岬町 | 主要地方道 岬加太港線「道の 駅」管理業務委託 | 20180401 | 20190331 | 3,905,280 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため |
| 66 | 西大阪治水 | 西大阪治水 | 総務課 | NECネットエスアイ(株) 関 西支社 | 一級河川 淀川 毛馬排水機 場 監視制御設備精密点検業務 (H30) | 20180401 | 20190331 | 3,866,400 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(監視制御設備の精密点検)が特定の者 (当該設備の製作・設置業者)でなければ実施 することができないため。 |
| 67 | 西大阪治水 | 西大阪治水 | 総務課 | 三菱電機ビルテクノサービス (株) 関西支社 | 一級河川 尻無川 外 尻無川 水門外 エレベータ点検整備業 務(H30) | 20180401 | 20190331 | 3,369,600 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(エレベータ点検整備業務)が特定の者 (設備の設計・製作・据付を実施したものから 点検整備業務を引き継いだ者)でなければ実 施することができないものであるため |
| 68 | 池田土木 | 池田土木 | 総務・契約課 | 能勢町 | 一般国道 173号 「道の駅」 管理委託 | 20180401 | 20190331 | 3,021,060 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため |
| 69 | 港湾局 | 港湾局 | 阪南港湾事 務所管理課 | 公益社団法人岸和田市シル バー人材センター | 阪南港木材港岸和田地区臨港道 路外清掃業務 | 20180402 | 20190329 | 2,983,219 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第3号 | 障害者支援施設等から役務の提供を受ける 契約であるため |
| 70 | 八尾土木 | 八尾土木 | 総務・契約課 | 八尾市 | 都市計画道路 東大阪中央線 用地管理業務委託 | 20180516 | 20190315 | 2,960,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため |
| 71 | 西大阪治水 | 西大阪治水 | 総務課 | (株)正興電機製作所 大阪 営業所 | 一級河川 淀川 毛馬排水機 場 高圧電気設備外精密点検業 務(H30) | 20180401 | 20190331 | 2,916,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(高圧電気設備外精密点検業務)が特定 の者(設備の設計・製作・据付を実施したもの から精密点検業務を引き継いだ者)でなけれ ば実施することができないものであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|----|-------|-------|------------|---------------------|---|----------|----------|-----------|-----------------------|---|
| 72 | 八尾土木 | 八尾土木 | 総務・契約課 | 八尾市 | 一級河川 寝屋川 新家調節池外に関する操作等委託 | 20180401 | 20190331 | 2,643,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 73 | 枚方土木 | 枚方土木 | 河川砂防グループ | 寝屋川市 | 一級河川 寝屋川 千里丘寝屋川線下(仁和寺)調節池の操作等委託 | 20180401 | 20190331 | 2,641,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。 |
| 74 | 箕面事務所 | 箕面事務所 | 総務環境グループ | 大阪ガスセキュリティサービス 株式会社 | 箕面森町地区センター警備業務委託の経費支出 | 20180401 | 20190331 | 2,462,400 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 | 現に契約履行中の業務(地区センター警備業務)に直接関連する契約(警備機器の設置含む)を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるため。 |
| 75 | 茨木土木 | 茨木土木 | 環境整備グループ | 吹田市 | 一級河川 糸田川河川維持業務 | 20180511 | 20181130 | 2,391,120 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。 |
| 76 | 富田林土木 | 富田林土木 | 環境整備グループ | 太子町 | 一般国道 166号 「道の駅」施設管理業務委託 | 20180401 | 20190331 | 2,313,360 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 77 | 富田林土木 | 富田林土木 | 環境整備グループ | 総合警備保障 株式会社 関西営業部 | 一般国道170号天野山トンネル及び一般国道371号岩瀬トンネル・薬師トンネル内監視業務委託 | 20180401 | 20190331 | 1,918,080 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(監視システム運用)が特定の者(監視警報システムの構築・運用業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 78 | 港湾局 | 港湾局 | 阪南港湾事務所管理課 | 社会福祉法人 田尻町社会福祉協議会 | 平成30年度りんくうマールビーチ北・中地区清掃業務 | 20180402 | 20190329 | 2,125,440 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 | 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約であるため |
| 79 | 富田林土木 | 富田林土木 | 狭山池博物館 | ノムラテクノ 株式会社 大阪支店 | 大阪府立狭山池博物館 情報閲覧システム等の保守点検業務 | 20180401 | 20190331 | 1,580,040 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(システム保守)が特定の者(システム構築者)でなければ実施できないものであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|----|-------|-------|------------|-----------------------|--|----------|----------|-----------|-----------------------|--|
| 80 | 寝屋川水系 | 寝屋川水系 | 施設課 | 八尾市 | 一級河川 平野川 八尾市に係る河川施設の操作等委託 | 20180401 | 20190331 | 1,555,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 81 | 八尾土木 | 八尾土木 | 総務・契約課 | (株)マサタカ | 主要地方道 大阪中央環状線中環東大阪休憩所 清掃業務 | 20180401 | 20180630 | 1,508,220 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 | 継続を要する業務(清掃業務)で現に契約履行中の当該業者に引き続き実施させた場合、経費の節減が確保できる等有利と認められるため |
| 82 | 枚方土木 | 枚方土木 | 環境整備グループ | 京阪電気鉄道株式会社 営業推進部 | 主要地方道 大阪中央環状線門真市駅連絡通路管理業務 | 20180401 | 20190331 | 1,464,480 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(鉄道敷内の連絡道路管理業務)が特定の者(鉄道事業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 83 | 港湾局 | 港湾局 | 阪南港湾事務所管理課 | 公益社団法人 泉佐野市シルバー人材センター | りんくうマーブルビーチ北地区及び泉佐野港周辺臨港道路外清掃業務 | 20180402 | 20190329 | 2,688,700 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 | 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約であるため |
| 84 | 港湾局 | 港湾局 | 阪南港湾事務所管理課 | 忠岡町シルバー人材センター | 阪南港木材港忠岡地区臨港道路外清掃業務 | 20180402 | 20190329 | 1,362,960 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 | 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約であるため |
| 85 | 池田土木 | 池田土木 | 総務・契約課 | (株)猪名川動物霊園 | 一般国道 173号 外 動物死骸焼却処理業務(単価契約)(H30池田土木事務所) | 20180402 | 20190329 | 1,306,800 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(動物死骸の焼却処理)が特定の者(町から委託されている者)でなければ実施できないものであるため |
| 86 | 茨木土木 | 茨木土木 | 環境整備グループ | 大阪府道路公社 | 主要地方道 八尾茨木線 道路管理業務委託 | 20180405 | 20190331 | 1,275,231 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。 |
| 87 | 枚方土木 | 枚方土木 | 環境整備グループ | 大阪府道路公社 | 主要地方道 八尾茨木線 道路管理業務委託 | 20180401 | 20190331 | 1,275,231 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。 |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|----|------|------|--------------------|--------------------------|---|----------|----------|------------|---------------------------|--|
| 88 | 八尾土木 | 八尾土木 | 総務・契約課 | ニッケン建物管理(株) | 主要地方道 大阪中央環状線 中環東大阪休憩所 巡回等業務 | 20180401 | 20180630 | 1,231,200 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第6号 | 継続を要する業務(巡回等業務)で現に契約 履行中の当該業者に引き続き実施させた場 合、経費の節減が確保できる等有利と認めら れるため |
| 89 | 八尾土木 | 八尾土木 | 総務・契約課 | 柏原市 | 一級河川 恩智川 水環境改 善施設管理業務 | 20180401 | 20190331 | 1,180,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため |
| 90 | 茨木土木 | 茨木土木 | 河川砂防グ ループ | 高槻市 | 一級河川 芥川 河川維持業務 | 20180412 | 20180531 | 1,192,060 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため。 |
| 91 | 八尾土木 | 八尾土木 | 総務・契約課 | 西菱電機(株) 大阪支社 | 一級河川平野川(空港北濠・防 災基地調節池)警報監視設備及 び一般府道石切大阪線外道路冠 水情報提供設備保守点検業務 | 20180523 | 20190331 | 4,719,600 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(警報監視設備及び道路冠水情報提供 設備保守点検業務)が特定の者(当該設備の 設計・製作者のメンテナンス部門業者)でな ければ実施することができない ものであるため |
| 92 | 港湾局 | 港湾局 | 阪南港湾事 務所管理課 | 公益社団法人 泉南市シル バー人材センター | 平成30年度りんくうマーブルビー チ中・南地区及びサザンビーチ清 掃業務 | 20180402 | 20190329 | 1,896,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第3号 | 障害者支援施設等から役務の提供を受ける 契約であるため |
| 93 | 港湾局 | 港湾局 | 堺泉北港 事務所管理 課 | 一般社団法人 大阪府清港 会 | 堺泉北港 港湾水域塵芥処理業 務 | 20180401 | 20190331 | 58,941,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(港湾区域内の塵芥収集及び処分業務) が特定の者(その目的で設定された団体)でな ければ実施することができないものであるた め |
| 94 | 茨木土木 | 茨木土木 | 環境整備グ ループ | 茨木市 | 一級河川 安威川 外 河川維 持業務 | 20180528 | 20190228 | 23,157,360 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため。 |
| 95 | 枚方土木 | 枚方土木 | 太間管理グ ループ | 寝屋川市 | 一級河川 打上川 打上川治水 緑地 除草業務 | 20180531 | 20181031 | 3,056,400 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため。 |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|-------|-------|--------|----------------------------|--|----------|----------|-------------|-------------------------|---|
| 96 | 岸和田土木 | 岸和田土木 | 総務・契約課 | 公益社団法人泉佐野市シルバー人材センター | 泉佐野丘陵緑地 園内清掃外業務 | 20180401 | 20190329 | 1,090,800 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 | 障害者支援施設等からの役務の提供を受ける契約であるため |
| 97 | 北部下水 | 北部下水 | 総務グループ | メタウォーター(株) 西日本営業部 | 淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター 焼却設備点検整備業務 | 20180402 | 20190322 | 297,000,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(焼却設備点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 98 | 北部下水 | 北部下水 | 総務グループ | 月島テクノメンテサービス(株) 大阪支社西日本営業部 | 安威川流域下水道 中央水みらいセンター 焼却設備点検整備業務 | 20180403 | 20190315 | 200,880,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(焼却設備点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 99 | 北部下水 | 北部下水 | 総務グループ | 東芝インフラシステムズ(株) 関西支社 | 安威川流域下水道 中央水みらいセンター外 監視制御設備外点検整備業務 | 20180401 | 20190331 | 151,200,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(監視制御設備外点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 100 | 北部下水 | 北部下水 | 総務グループ | 三菱電機プラントエンジニアリング(株) 西日本本部 | 淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター外 監視制御設備外点検整備業務 | 20180401 | 20190331 | 115,560,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(監視制御設備外点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 101 | 北部下水 | 北部下水 | 総務グループ | 古河産機システムズ(株) 大阪支店 | 安威川流域下水道 中央水みらいセンター 生物反応槽循環水ポンプ外点検整備業務 | 20180530 | 20190228 | 32,400,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(ポンプ外点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 102 | 北部下水 | 北部下水 | 総務グループ | 豊中市上下水道事業管理者 | 猪名川流域下水道 原田処理場塩素混和池電気設備工事委託 | 20180426 | 20190315 | 24,913,440 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 国、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 103 | 北部下水 | 北部下水 | 総務グループ | 公益社団法人高槻市シルバー人材センター | 淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター 周辺緑地外管理業務 | 20180401 | 20190331 | 23,652,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号 | 障がい者支援施設等から役務の提供を受ける契約であるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|------|-------|----------|------------------------|--|----------|----------|-------------|-------------------------|---|
| 104 | 北部下水 | 北部下水 | 総務グループ | 阪神動力機械(株) | 安威川流域下水道 中央水みらいセンター 水処理攪拌機点検整備業務 | 20180531 | 20181130 | 9,504,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(水処理攪拌機点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 105 | 北部下水 | 北部下水 | 総務グループ | 日本電気(株) 関西支社 | 安威川流域下水道 中央水みらいセンター外 流域下水道防災システム無線設備保守点検業務 | 20180401 | 20190331 | 8,424,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(無線設備保守点検)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 106 | 北部下水 | 北部下水 | 総務グループ | (株)明電エンジニアリング 大阪営業所 | 淀川右岸流域下水道 前島ポンプ場 合流施設監視制御設備外点検整備業務 | 20180401 | 20190331 | 5,940,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(合流施設監視制御設備外点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 107 | 北部下水 | 北部下水 | 総務グループ | (株)明電エンジニアリング 大阪営業所 | 安威川流域下水道 岸部ポンプ場 監視制御設備外点検整備業務 | 20180401 | 20190331 | 5,832,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(監視制御設備外点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 108 | 北部下水 | 北部下水 | 総務グループ | (株)正興電機製作所 大阪営業所 | 淀川右岸流域下水道 安威川左岸ポンプ場外 監視制御設備外点検整備業務 | 20180401 | 20190331 | 4,104,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(監視制御設備外点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 109 | 北部下水 | 北部下水 | 総務グループ | (株)安川電機 大阪支店 | 安威川流域下水道 味舌ポンプ場 監視制御設備外点検整備業務 | 20180401 | 20190331 | 3,564,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(監視制御設備外点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 110 | 北部下水 | 北部下水 | 総務グループ | シンフォニアエンジニアリング(株) 大阪支社 | 淀川右岸流域下水道 前島ポンプ場 低段施設監視制御設備外点検整備業務 | 20180401 | 20190331 | 2,322,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(低段施設監視制御設備外点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 111 | 東部下水 | 維持管理課 | 鴻池管理センター | 関西日立(株) | 寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター外 監視制御設備等保守点検業務 | 20180401 | 20190331 | 135,000,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(監視制御設備等保守点検業務)が特定の者(当該設備の製造業者の関連会社)でなければ実施することができないものであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|------|-------|----------|---------------------------|--|----------|----------|-------------|-------------------------|---|
| 112 | 東部下水 | 維持管理課 | 川俣管理センター | ダイハツディーゼル(株) | 寝屋川流域下水道 小阪ポンプ場外 ディーゼルエンジン点検整備業務 | 20180406 | 20190228 | 105,840,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(ディーゼルエンジン点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 113 | 東部下水 | 維持管理課 | 管理グループ | 日本電気(株) 関西支社 | 寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター外 流域下水道防災システム無線設備保守点検業務 | 20180401 | 20190331 | 90,180,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(流域下水道防災システム無線設備保守点検業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 114 | 東部下水 | 維持管理課 | 川俣管理センター | 東芝インフラシステムズ(株) 関西支社 | 寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター外 監視制御設備等保守点検業務 | 20180401 | 20190331 | 86,400,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(監視制御設備等保守点検業務)が特定の者(当該設備の製造業者の関連会社)でなければ実施することができないものであるため |
| 115 | 東部下水 | 維持管理課 | 川俣管理センター | 大阪湾広域臨海環境整備センター | 寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター 産業廃棄物(焼却灰)埋立処分業務(単価契約) | 20180402 | 20190329 | 57,812,400 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 特殊の性質(産業廃棄物の埋立処分業務)を有する業務であるため委託先(大阪湾広域臨海環境整備センター)が特定される |
| 116 | 東部下水 | 維持管理課 | 鴻池管理センター | 大阪湾広域臨海環境整備センター | 寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター 産業廃棄物(焼却灰)埋立処分業務(単価契約) | 20180402 | 20190329 | 42,541,200 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 特殊の性質(産業廃棄物の埋立処分業務)を有する業務であるため委託先(大阪湾広域臨海環境整備センター)が特定される |
| 117 | 東部下水 | 維持管理課 | 川俣管理センター | ヤンマーエネルギーシステム(株) 大阪支社 | 寝屋川流域下水道 新池島ポンプ場外 ディーゼルエンジン点検整備業務 | 20180405 | 20190228 | 39,960,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(ディーゼルエンジン点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者の関連会社)でなければ実施することができないものであるため |
| 118 | 東部下水 | 維持管理課 | 川俣管理センター | 三菱電機プラントエンジニアリング(株) 西日本本部 | 寝屋川流域下水道 竜華水みらいセンター外 監視制御設備等点検整備業務 | 20180426 | 20190228 | 30,240,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(監視制御設備等保守点検業務)が特定の者(当該設備の製造業者の関連会社)でなければ実施することができないものであるため |
| 119 | 東部下水 | 維持管理課 | 鴻池管理センター | シンフォニアエンジニアリング(株) 大阪支社 | 寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター外 流域管理情報システム等保守点検業務 | 20180401 | 20190331 | 16,956,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(流域管理情報システム等保守点検業務)が特定の者(当該設備の製造業者の関連会社)でなければ実施することができないものであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|------|-------|----------|-----------------------|--|----------|----------|------------|-------------------------|---|
| 120 | 東部下水 | 維持管理課 | 川俣管理センター | 公益社団法人東大阪市シルバー人材センター | 寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター 公園(スカイランド)管理業務 | 20180401 | 20190331 | 14,884,560 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号 | 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約であるため |
| 121 | 東部下水 | 維持管理課 | 鴻池管理センター | 公益社団法人大東市シルバー人材センター | 寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター 公園(スカイランド)管理業務 | 20180401 | 20190331 | 14,256,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号 | 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約であるため |
| 122 | 東部下水 | 維持管理課 | 川俣管理センター | シンフォニアエンジニアリング(株)大阪支社 | 寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター 自家発電設備精密点検業務 | 20180401 | 20210331 | 12,357,360 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(監視制御設備等保守点検業務)が特定の者(当該設備の製造業者の関連会社)でなければ実施することができないものであるため |
| 123 | 東部下水 | 維持管理課 | 鴻池管理センター | (公社)四條畷市シルバー人材センター | 寝屋川流域下水道 なわて水みらいセンター 公園(なわて水みらい緑地)管理業務 | 20180401 | 20190331 | 11,448,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号 | 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約であるため |
| 124 | 東部下水 | 維持管理課 | 渚管理センター | 大阪湾広域臨海環境整備センター | 淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター 産業廃棄物(1系焼却灰)埋立処分業務(単価契約) | 20180402 | 20190329 | 8,508,240 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 特殊の性質(産業廃棄物の埋立処分業務)を有する業務であるため委託先(大阪湾広域臨海環境整備センター)が特定される |
| 125 | 東部下水 | 維持管理課 | 川俣管理センター | (株)安川電機 大阪支店 | 寝屋川流域下水道 植付ポンプ場外 受変電設備等点検整備業務 | 20180418 | 20190228 | 5,940,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(受変電設備等点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 126 | 東部下水 | 維持管理課 | 渚管理センター | 大阪湾広域臨海環境整備センター | 淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター 産業廃棄物(4系焼却灰)埋立処分業務(単価契約) | 20180402 | 20190329 | 5,672,160 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 特殊の性質(産業廃棄物の埋立処分業務)を有する業務であるため委託先(大阪湾広域臨海環境整備センター)が特定される |
| 127 | 東部下水 | 維持管理課 | 渚管理センター | 公益社団法人枚方市シルバー人材センター | 淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター 公園(いこいの広場)外管理業務 | 20180402 | 20190329 | 5,670,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号 | 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約であるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|------|-------|----------|-----------------------|---|----------|----------|-------------|-------------------------|--|
| 128 | 東部下水 | 維持管理課 | 川俣管理センター | (公社)八尾市シルバー人材センター | 寝屋川流域下水道 竜華水みらいセンター 公園(せせらぎ緑道)管理業務 | 20180402 | 20190330 | 3,947,616 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号 | 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約であるため |
| 129 | 東部下水 | 維持管理課 | 鴻池管理センター | (株)安川電機 大阪支店 | 寝屋川流域下水道 古川取水口外 遠方監視制御装置等保守点検業務 | 20180401 | 20190331 | 3,780,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(遠方監視制御装置等保守点検業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 130 | 東部下水 | 維持管理課 | 鴻池管理センター | 大阪湾広域臨海環境整備センター | 寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター 産業廃棄物(珪砂)埋立処分業務(単価契約) | 20180402 | 20190329 | 1,308,960 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 特殊の性質(産業廃棄物の埋立処分業務)を有する業務であるため委託先(大阪湾広域臨海環境整備センター)が特定される |
| 131 | 東部下水 | 維持管理課 | 川俣管理センター | 大阪湾広域臨海環境整備センター | 寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター 洗砂埋立処分業務(単価契約) | 20180402 | 20190329 | 1,212,624 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 特殊の性質(産業廃棄物の埋立処分業務)を有する業務であるため委託先(大阪湾広域臨海環境整備センター)が特定される |
| 132 | 東部下水 | 維持管理課 | 鴻池管理センター | 東芝インフラシステムズ(株)関西支社 | 寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター 流泥用テレメータ保守点検業務 | 20180401 | 20190331 | 1,188,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(流泥用テレメータ保守点検業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 133 | 東部下水 | 維持管理課 | 川俣管理センター | 川重冷熱工業(株)西日本支社 | 寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター 汚泥処理棟電気室用吸収冷凍機等保守点検業務 | 20180405 | 20190228 | 885,600 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(吸収冷凍機等保守点検業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 134 | 南部下水 | 南部下水 | 北部管理センター | (株)明電エンジニアリング大阪営業所 | 南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター外 電気設備点検整備業務 | 20180401 | 20190331 | 122,040,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(電気設備点検整備業務)が特定の者(当該機器の設計・製作者)でなければ実施することができないものであるため |
| 135 | 南部下水 | 南部下水 | 狭山管理センター | 公益社団法人大阪狭山市シルバー人材センター | 大和川下流流域下水道 狭山水みらいセンター 場内緑地除草外業務 | 20180401 | 20190331 | 7,128,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号 | 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約であるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|------|------|----------|----------------------|--|----------|----------|-------------|-------------------------|---|
| 136 | 南部下水 | 南部下水 | 北部管理センター | クボタ環境サービス(株)大阪営業所 | 南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター(汚泥処理)3・4系汚泥焼却設備点検整備業務 | 20180507 | 20190308 | 356,400,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(3・4系汚泥焼却設備点検整備業務)が特定の者(当該機器の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |
| 137 | 南部下水 | 南部下水 | 北部管理センター | 忠岡町シルバー人材センター | 南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター外(水処理)場内緑地除草外業務 | 20180411 | 20190314 | 4,870,800 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号 | 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約であるため |
| 138 | 南部下水 | 南部下水 | 北部管理センター | 三菱電機ビルテクノサービス(株)関西支社 | 南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター(水処理)空調用冷凍機設備点検整備業務 | 20180401 | 20190331 | 1,080,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(空調用冷凍機設備点検整備業務)が特定の者(当該機器の設計・製作者)でなければ実施することができないものであるため |
| 139 | 南部下水 | 南部下水 | 大井管理センター | 公益社団法人藤井寺市シルバー人材センター | 大和川下流流域下水道 大井水みらいセンター 場内緑地除草外業務 | 20180401 | 20190331 | 5,292,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号 | 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約であるため |
| 140 | 南部下水 | 南部下水 | 今池管理センター | 公益社団法人 松原市シルバー人材センター | 大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 場内緑地除草外業務(松原市側) | 20180401 | 20190331 | 16,293,960 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号 | 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約であるため |
| 141 | 南部下水 | 南部下水 | 今池管理センター | 公益社団法人 堺市シルバー人材センター | 大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 場内緑地除草外業務(堺市側) | 20180403 | 20190314 | 1,036,800 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号 | 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約であるため |
| 142 | 南部下水 | 南部下水 | 今池管理センター | 東芝インフラシステムズ(株)関西支社 | 大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 電気設備点検整備業務 | 20180401 | 20190331 | 67,986,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(電気設備点検整備業務)が特定の者(当該機器の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |
| 143 | 南部下水 | 南部下水 | 管理G | 日本電気(株) 関西支社 | 大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター外 流域下水道防災システム無線設備保守点検業務 | 20180401 | 20190331 | 10,368,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(防災システム無線設備保守点検業務)が特定の者(当該機器の設計・製作者)でなければ実施することができないものであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|------|------|----------|------------------------|---|----------|----------|------------|---------------------------------|---|
| 144 | 南部下水 | 南部下水 | 南部管理センター | 阪神動力機械(株) | 南大阪湾岸流域下水道 南部水 みらいセンター 生物反応槽水中 攪拌機外点検整備業務 | 20180420 | 20180831 | 14,871,600 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第 2号 | 業務(生物反応槽水中攪拌機点検整備業務) が特定の者(当該機器の設計・製作者)でな ければ実施することができないものであるた め |
| 145 | 南部下水 | 南部下水 | 南部管理センター | (株)荏原製作所 西大阪支店 | 南大阪湾岸流域下水道 南部水 みらいセンター No.3原水ポンプ 外点検整備業務 | 20180419 | 20180928 | 14,040,000 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第 2号 | 業務(No.3原水ポンプ外点検整備業務)が特定 の者(当該機器の設計・製作者)でなければ 実施することができないものであるため |
| 146 | 南部下水 | 南部下水 | 狭山管理センター | 水ing(株)大阪支店 | 大和川下流流域下水道 狭山水 みらいセンター 汚泥焼却設備点 検整備業務(その1) | 20180528 | 20190131 | 24,840,000 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第 2号 | 業務(汚泥焼却設備点検整備業務その1)が 特定の者(当該機器の設計・製作・据付業者) でなければ実施できないものであるため |
| 147 | 南部下水 | 南部下水 | 狭山管理センター | (株)神鋼環境ソリューション大 阪支社 | 大和川下流流域下水道 狭山 水みらいセンター 汚泥焼却設備 点検整備業務(その2) | 20180528 | 20190131 | 22,140,000 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第 2号 | 業務(汚泥焼却設備点検整備業務その2)が 特定の者(当該機器の設計・製作・据付業者) でなければ実施できないものであるため |
| 148 | 南部下水 | 南部下水 | 北部管理センター | (株)荏原製作所西大阪支店 | 南大阪湾岸流域下水道 北部水 みらいセンター(水処理)砂ろ過 設備No.2空洗ブロワ点検整備業 務 | 20180531 | 20180928 | 7,884,000 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第 2号 | 業務(砂ろ過設備No.2空洗ブロワ点検整備業 務)が特定の者(当該機器の設計・製作者) でなければ実施することができないものである ため |
| 149 | 南部下水 | 南部下水 | 管理G | 日本下水道事業団 | 大和川下流流域下水道 今池 水みらいセンター外 アセットマ ネジメントデータベースシステム に関する支援業務 | 20180401 | 20190331 | 6,000,000 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第 2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結す るため |
| 150 | 南部下水 | 南部下水 | 北部管理センター | 忠岡町 | 南大阪湾岸流域下水道 北部水 みらいセンター 新浜緑地維持管 理業務 | 20180401 | 20190331 | 15,212,000 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第 2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結す るため |
| 151 | 南部下水 | 南部下水 | 南部管理センター | 泉南市 | 南大阪湾岸流域下水道 南部水 みらいセンター 多目的広場の運 営及び維持管理業務 | 20180401 | 20190331 | 10,441,440 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第 2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結す るため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|-------|-------|----------|---------------------|--|----------|----------|-------------|---------------------------|--|
| 152 | 西大阪治水 | 西大阪治水 | 耐震第二グループ | 大阪市 | 一級河川 神崎川 外 大阪市 下水放流口防潮堤補強工事委託 | 20180402 | 20190331 | 248,931,468 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため |
| 153 | 港湾局 | 港湾局 | 危機管理グループ | 阪神警備保障 株式会社 | 堺泉北港大浜地区外国際埠頭施 設保安対策(テロ対策)警備業務 その2 | 20180701 | 20210701 | 117,171,174 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 一体警備の必要性から随時警備である本業 務が、常時警備契約業者でなければ実施する ことができないため。 |
| 154 | 茨木土木 | 茨木土木 | 計画保全グループ | 大阪高速鉄道(株) | 大阪モノレール 予防保全対策 点検委託(その1) | 20180626 | 20190228 | 47,787,840 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(モノレール駅舎内の施設点検)が特定 の者(当該施設の管理者かつモノレール運行 の安全確保が可能な者)でなければ実施する ことができないため。 |
| 155 | 枚方土木 | 枚方土木 | 計画保全グループ | 大阪高速鉄道(株) | 大阪モノレール 橋梁定期点検 委託 | 20180709 | 20190228 | 47,248,920 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(鉄道敷内橋梁点検委託)が特定の者 (当該鉄道事業者)でなければ実施することが できないものであるため |
| 156 | 八尾土木 | 八尾土木 | 用地グループ | 東大阪市 | 近畿日本鉄道奈良線連続立体交 差事業用地の取得及びこれらに 付随する業務委託契約 | 20180615 | 20190329 | 40,609,144 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため |
| 157 | 茨木土木 | 茨木土木 | 環境整備グループ | 高槻市 | 一級河川 芥川 外 河川維持 業務 | 20180606 | 20181130 | 39,135,960 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため |
| 158 | 池田土木 | 池田土木 | 総務・契約課 | 大阪高速鉄道(株) | 大阪モノレール 予防保全対策 点検業務委託 | 20180709 | 20190228 | 31,698,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(モノレールの鋼軌道桁及び駅舎の点検 業務)が特定の者(モノレールの施設管理者) でないと履行できないため。 |
| 159 | 富田林土木 | 富田林土木 | 総務・契約課 | (株)建設技術研究所 大阪 本社 | 都市計画道路 大和川線 立 坑及び道路函体構造照査外設計 委託 | 20180608 | 20190228 | 16,956,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(立坑及び道路函体の照査)が特定の者 (過年度の技術検討会での検討結果や特殊な 現場条件を熟知した(株)建設技術研究所 大 阪本社)でなければ実施することができないも のであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|-------|-------|----------|-----------------|--|----------|----------|------------|-----------------------|---|
| 160 | 八尾土木 | 八尾土木 | 用地グループ | 大阪府土地開発公社 | 平成30年度 交通安全施設等整備事業に係る補償算定業務委託(大阪港八尾線、柏原駒ヶ谷千早赤阪線) | 20180705 | 20190329 | 16,329,600 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 161 | 安威川ダム | 安威川ダム | 企画グループ | 一般社団法人茨木市観光協会 | 安威川ダム ファンづくり会活動・運営業務(平成30年度) | 20180730 | 20190327 | 13,884,820 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(「安威川ダムファンづくり会」の運営及び組織体制の構築)が特定の者(安威川周辺の地域資源に熟知し、地域のネットワークを活かしたイベント等の活動実績及び実施技能を有する法人)でなければ実施することができないため |
| 162 | 箕面事務所 | 箕面事務所 | 総務環境グループ | 一般財団法人 大阪府みどり公社 | 箕面北部丘陵地区 動植物調査業務委託(その17) | 20180615 | 20190318 | 12,636,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 平成14年度からオオタカ保全地の営巣木保全業務を一体的に受託し、当地の動植物や準絶滅危惧種の生態、オオタカ保全地の地理状況に最も精通している法人であるため。 |
| 163 | 鳳土木 | 鳳土木 | 用地グループ | 大阪府土地開発公社 | 平成30年度 補償算定業務委託(街路事業) | 20180719 | 20190331 | 11,138,040 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 164 | 富田林土木 | 富田林土木 | 道路第二グループ | 阪神高速道路(株) | 大阪府道高速大和川線建設に伴う調査・設計に関する業務委託 | 20180612 | 20190329 | 9,348,395 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(大和川線建設に伴う調査・設計)が特定の者(過年度の検討結果を熟知し、将来の管理運営を行う、阪神高速道路(株))でなければ実施することができないものであるため |
| 165 | 富田林土木 | 富田林土木 | 総務・契約課 | (株)地域地盤環境研究所 | 都市計画道路 大和川線 常磐東開削トンネル検討委託(H30) | 20180621 | 20190228 | 8,316,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(立坑の安定対策工法の照査)が特定の者(特殊で事例の無い本現場条件及び大和川線全線に関するこれまでの経緯や地盤特性などの基礎情報を熟知している(株)地域地盤環境研究所)でなければ実施することができないものであるため |
| 166 | 茨木土木 | 茨木土木 | 用地グループ | 大阪府土地開発公社 | 平成30年度 街路事業にかかる補償算定業務委託 | 20180705 | 20190331 | 7,899,120 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|-------|-------|----------|---------------------------|----------------------------------|----------|----------|------------|-----------------------|--|
| 167 | 港湾局 | 港湾局 | 設備グループ | (株)電業社機械製作所 大阪支店 | 泉州海岸 堅川緑川排水機場外2機場点検整備業務 | 20180606 | 20190315 | 7,722,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(堅川緑川排水機場外2機場点検整備業務)が特定の者(当該機器の製造業者・設置業者)でなければ実施することができないものであるため。 |
| 168 | 茨木土木 | 茨木土木 | 用地グループ | 大阪府土地開発公社 | 平成30年度 交通安全施設等整備事業にかかる用地取得業務委託 | 20180625 | 20190331 | 6,195,960 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 169 | 港湾局 | 港湾局 | 設備グループ | (株)西島製作所 大阪支店 | 田尻漁港海岸 田尻川排水機場外点検整備業務 | 20180606 | 20190315 | 6,480,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(田尻川排水機場外点検整備業務)が特定の者(当該機器の製造業者・設置業者)でなければ実施することができないものであるため。 |
| 170 | 港湾局 | 港湾局 | 危機管理グループ | アーバンセキュリティサービスオオサカ 株式会社 | 阪南港木材港地区外国際埠頭施設保安対策(テロ対策)警備業務その2 | 20180701 | 20210701 | 22,997,840 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 一体警備の必要性から随時警備である本業務が、常時警備契約業者でなければ実施することができないため。 |
| 171 | 西大阪治水 | 西大阪治水 | 設備グループ | (株)日立製作所 関西支社 | 一級河川 尻無川 尻無川水門電気設備精密点検業務(H30) | 20180608 | 20210607 | 5,616,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(電気設備の点検業務)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 172 | 港湾局 | 港湾局 | 設備グループ | クボタ機工(株) 大阪支店 | 堺泉北港海岸 新川排水機場外点検整備業務 | 20180614 | 20190315 | 5,076,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(新川排水機場外点検整備業務)が特定の者(当該機器の製造業者・設置業者からメンテナンス業務を移管されたもの)でなければ実施することができないものであるため。 |
| 173 | 富田林土木 | 富田林土木 | 道路推進グループ | 関西電力株式会社 大阪南電力部 | 都市計画道路 堺港大堀線 電線共同溝連系設備工事委託 | 20180711 | 20181130 | 4,890,693 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(電線共同溝連系設備工事)が特定の者(電線類管理者)でなければ実施することができないものであるため。 |
| 174 | 寝屋川水系 | 寝屋川水系 | 施設課 | 三菱電機プラントエンジニアリング(株) 西日本本部 | 寝屋川北部地下河川 外 古川取水立坑外電気設備精密点検業務 | 20180726 | 20190228 | 4,860,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(古川取水立坑外電気設備精密点検業務)が特定の者(当該設備の設計・製作者から保守点検業務を移管されている業者)でなければ実施することができないものであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|-------|-------|------------|---------------------|---|----------|----------|-----------|-----------------------|---|
| 175 | 茨木土木 | 茨木土木 | 環境整備グループ | 島本町 | 一級河川 水無瀬川 河川維持業務 | 20180605 | 20180928 | 3,770,280 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 176 | 池田土木 | 池田土木 | 用地グループ | 大阪府土地開発公社 | 補償算定業務委託契約(交通安全施設等整備事業) | 20180705 | 20190331 | 3,295,080 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 177 | 茨木土木 | 茨木土木 | 用地課 | 大阪府土地開発公社 | 平成30年度 道路改良事業にかかる補償算定業務委託 | 20180726 | 20190331 | 2,787,480 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 178 | 寝屋川水系 | 寝屋川水系 | 施設課 | (株)沖電気カスタマアドテック関西支社 | 一級河川 寝屋川 外 有線テレメータ点検整備業務 | 20180727 | 20190228 | 2,430,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(有線テレメータ点検整備業務)が特定の者(当該設備の設計・製作者から保守点検業務を移管されている業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 179 | 港湾局 | 港湾局 | 阪南港湾事務所管理課 | 公益財団法人 マリンスポーツ財団 | 二色の浜海岸 航行安全対策オイルフェンス設置及び撤去業務 | 20180626 | 20180928 | 1,957,824 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(オイルフェンスの設置、撤去及び管理等業務)が特定の者(オイルフェンスの設置、維持管理、撤去及び水上バイクの安全指導並びに迅速な緊急対応等が可能な者)でなければ実施することができないものであるため。 |
| 180 | 鳳土木 | 鳳土木 | 総務・契約課 | (有)長岩園 | 一般国道 170号 外 用地管理業務(その2) | 20180711 | 20181015 | 1,209,600 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号 | 競争入札に付しても入札者がいないため |
| 181 | 富田林土木 | 富田林土木 | 総務・契約課 | (株)メジャーテクノ | 中佐備地区 急傾斜地 測量委託(H30) | 20180525 | 20180903 | 996,840 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 台風等による被害の防止のため急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 182 | 茨木土木 | 茨木土木 | 事業調整グループ | 高槻市 | 主要地方道 伏見柳谷高槻線道路ネットワーク整備に伴う高槻市域の大気環境変化の測定に関する負担金協定 | 20180401 | 20190331 | 8,575,524 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。 |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|------|------|----------|-----------------|---|----------|----------|---------------|-------------------------|---|
| 183 | 北部下水 | 北部下水 | 企画グループ | 豊中市上下水道事業管理者 | 猪名川流域下水道 原田処理場3系汚泥焼却設備更新工事委託 | 20180712 | 20220315 | 1,404,490,320 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。 |
| 184 | 北部下水 | 北部下水 | 企画グループ | 豊中市上下水道事業管理者 | 猪名川流域下水道 原田処理場1・2系場内配管布設工事(その2)委託 | 20180731 | 20200313 | 308,969,640 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。 |
| 185 | 北部下水 | 北部下水 | 企画グループ | 豊中市上下水道事業管理者 | 猪名川流域下水道 原田処理場3系汚泥脱水設備更新工事委託 | 20180712 | 20200313 | 195,079,320 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。 |
| 186 | 北部下水 | 北部下水 | 企画グループ | 豊中市上下水道事業管理者 | 猪名川流域下水道 原田処理場3系汚泥処理電気設備更新工事委託 | 20180712 | 20200313 | 56,393,280 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため。 |
| 187 | 北部下水 | 北部下水 | 高槻管理センター | (株)西島製作所 大阪支店 | 淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター 南污水ポンプ棟高島合流ポンプ点検整備業務 | 20180622 | 20190315 | 28,080,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(ポンプ点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 188 | 北部下水 | 北部下水 | 中央管理センター | 巴工業(株) 大阪支店 | 安威川流域下水道 中央水みらいセンター 遠心濃縮機点検整備業務 | 20180629 | 20190131 | 11,880,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(遠心濃縮機点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 189 | 北部下水 | 北部下水 | 中央管理センター | ラサ商事(株) 大阪支店 | 安威川流域下水道 中央水みらいセンター 最初沈殿池汚泥ポンプ点検整備業務 | 20180601 | 20190228 | 8,856,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(ポンプ点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 190 | 北部下水 | 北部下水 | 高槻管理センター | 新日造エンジ(株) 関西営業所 | 淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター 重力濃縮汚泥引抜ポンプ点検整備業務 | 20180614 | 20181130 | 3,672,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(ポンプ点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|------------|-------|----------|-----------------------|---|----------|----------|-------------|---------------------------------|--|
| 191 | 北部下水 | 北部下水 | 管理グループ | 管清工業(株) 大阪支店 | 淀川右岸流域下水道 高槻島本 汚水幹線 管渠内緊急調査委託 | 20180713 | 20180831 | 626,400 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第 5号 | (公共人孔等に起因した陥没事故対応のため)緊急を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 192 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 川俣管理センター | メタウォーター(株) 西日本 営業部 | 寝屋川流域下水道 川俣水み らいセンター 汚泥焼却設備点検整備業務 | 20180611 | 20190315 | 172,800,000 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2 号 | 業務(汚泥焼却設備点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 193 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 川俣管理センター | (株)荏原製作所 西大阪支 店 | 寝屋川流域下水道川俣水み らいセンター No. 2汚水ポンプ点検整備業 務 | 20180704 | 20190228 | 54,000,000 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2 号 | 業務(汚水ポンプ点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 194 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 川俣管理センター | 巴工業(株) 大阪支店 | 寝屋川流域下水道川俣水み らいセンター 遠心濃縮機点検整備業務 | 20180718 | 20181214 | 43,308,000 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2 号 | 業務(遠心濃縮機点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 195 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 川俣管理センター | 新菱工業(株) 大阪営業所 | 寝屋川流域下水道 新家ポン プ場 No. 1汚水ポンプ点検整備業 務 | 20180625 | 20190228 | 39,960,000 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2 号 | 業務(汚水ポンプ点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者の関連会社)でなければ実施することができないものであるため |
| 196 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 川俣管理センター | 田邊コンプレッサー(株) | 寝屋川流域下水道 川俣水み らいセンター 空気圧縮機点検整備業務 | 20180723 | 20190118 | 5,292,000 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2 号 | 業務(空気圧縮機点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者の関連会社)でなければ実施することができないものであるため |
| 197 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 川俣管理センター | 阪神動力機械(株) | 寝屋川流域下水道 竜華水み らいセンター 水中攪拌機点検整備業務 | 20180622 | 20181031 | 4,536,000 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2 号 | 業務(水中攪拌機点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 198 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 鴻池管理センター | 横手産業(株) | 寝屋川流域下水道 鴻池水み らいセンター ガスタービンエンジン点検整備業 務 | 20180730 | 20181130 | 2,570,400 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2 号 | 業務(ガスタービンエンジン点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者の関連会社)でなければ実施することができないものであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|------------|------------|----------|--------------------------------|---|----------|----------|-------------|-------------------------|--|
| 199 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 北部管理センター | JFEエンジニアリング(株) 大阪支店 | 南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター(汚泥処理)5系汚泥焼却設備点検整備業務 | 20180723 | 20190228 | 102,600,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(5系汚泥焼却設備点検整備業務)が特定の者(当該機器の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |
| 200 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 今池管理センター | クボタ環境サービス(株) 大阪営業所 | 大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 2号焼却設備外点検整備業務 | 20180719 | 20190228 | 41,904,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(2号焼却設備外点検整備業務)が特定の者(当該機器の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |
| 201 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 狭山管理センター | 東芝インフラシステムズ(株) 関西支社 | 大和川下流流域下水道 狭山水みらいセンター 2系水処理電気設備点検整備業務 | 20180710 | 20190228 | 35,640,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(2系水処理電気設備点検整備業務)が特定の者(当該機器の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |
| 202 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 北部管理センター | 阪神動力機械(株) | 南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター(水処理)生物反応槽水中攪拌機外点検整備業務 | 20180612 | 20180928 | 19,548,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(生物反応槽水中攪拌機外点検整備業務)が特定の者(当該機器の設計・製作者)でなければ実施できないものであるため |
| 203 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 大井管理センター | (株)三井三池製作所 大阪支店 | 大和川下流流域下水道 大井水みらいセンター No. 3汚水ポンプ点検整備業務 | 20180706 | 20190131 | 18,900,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(No.3汚水ポンプ点検整備業務)が特定の者(当該機器の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |
| 204 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 南部管理センター | パナソニックシステムソリューションズジャパン(株) 関西支社 | 南大阪湾岸流域下水道 淡輪中継ポンプ場 受配電設備点検整備業務 | 20180629 | 20181102 | 4,428,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(淡輪中継ポンプ場受配電設備点検整備業務)が特定の者(当該機器の設計・製作者)でなければ実施できないものであるため |
| 205 | 茨木土木 | 茨木土木 | 計画保全グループ | エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株) 大阪支店 | 一般国道 479号 外 電線共同溝附帯設備設置工事等委託(その2) | 20180803 | 20190930 | 104,376,600 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(電線共同溝附帯設備(地上部との連携管路)設置工事等)が特定の者(当該施設の管理者かつ通信線の安全確保が可能な者)でなければ実施することができないものであるため |
| 206 | 八尾土木 | 八尾土木 | 総務・契約課 | 近畿日本鉄道(株) | 大阪モノレール (仮称)瓜生堂駅関連施設基本設計委託 | 20180925 | 20191216 | 67,574,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(既設の鉄道施設を考慮した設計)が特定の者(鉄道事業者)でなければ実施することができないものであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|-------|-------|--------------|----------------------|---|----------|----------|------------|---------------------------|--|
| 207 | 八尾土木 | 八尾土木 | 総務・契約課 | 東大阪市 | 都市計画道路 大阪瓢箪山線 用地測量業務委託(恩智川工区) | 20180801 | 20190329 | 39,005,640 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため |
| 208 | 西大阪治水 | 西大阪治水 | 耐震第一グ ループ | 大阪市建設局 | 大川口水門耐震補強工事委託 | 20180808 | 20190329 | 37,873,915 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため |
| 209 | 池田土木 | 池田土木 | 総務・契約課 | (株)浪速技研コンサルタント | 主要地方道 茨木能勢線 外 道路災害復旧設計委託 | 20180713 | 20190228 | 28,473,120 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第5号 | 災害時の復旧のため、急迫を要し、競争入札 に付しては契約の目的を達成できないため |
| 210 | 茨木土木 | 茨木土木 | 計画保全グ ループ | 関西電力株式会社 大阪北 電力部 | 一般国道 479号 電線共同溝 附帯設備設置工事等委託(その 1) | 20180808 | 20190315 | 22,809,879 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(電線共同溝附帯設備(地上部との連携 管路)設置工事等)が特定の者(当該施設の 管理者かつ配電線の安全確保が可能な者)で なければ実施することができないものであるため |
| 211 | 鳳土木 | 鳳土木 | 河川砂防グ ループ | 阪堺電気軌道(株) | 二級河川 石津川 堤防耐震 対策工事に伴う軌道構造物計測 管理業務 | 20180905 | 20190320 | 22,485,600 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(軌道構造物計測管理業務)が特定の者 (当該鉄道事業者)でなければ実施することが できないものであるため |
| 212 | 港湾局 | 港湾局 | 計画グルー プ | 公益社団法人 神戸海難防 止研究会 | 堺泉北港 クルーズ客船入出 港に係る航行安全対策検討業務 委託 | 20180810 | 20190228 | 21,924,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 特殊の技術(航行実態や海難防止対策に精通 していること)を必要とする業務であるため |
| 213 | 枚方土木 | 枚方土木 | 計画保全グ ループ | 京阪電気鉄道(株) | 大阪モノレール 門真市駅南北 連絡通路橋 橋梁点検委託 | 20180816 | 20181228 | 21,600,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(鉄道敷内橋梁点検委託)が特定の者 (当該鉄道事業者)でなければ実施することが できないものであるため |
| 214 | 安威川ダム | 安威川ダム | 企画グルー プ | 一般財団法人水源地環境セ ンター | 安威川ダム 環境保全方針等 検討業務委託(H30) | 20180823 | 20190731 | 19,893,600 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団 体、その他公共的団体と直接契約を締結する ため |
| 215 | 安威川ダム | 安威川ダム | ダム建設グ ループ | 一般財団法人ダム技術セン ター | 安威川ダム 基礎掘削等施工 実績評価業務(H30) | 20180903 | 20190830 | 18,792,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(安威川ダム基礎岩盤評価業務)が特定 の者(ダム建設の基礎岩盤評価業務の実績を 有する者)でなければ実施することができない ものであるため。 |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|-------|-------|----------|-----------------------|-------------------------------------|----------|----------|------------|-----------------------|--|
| 216 | 池田土木 | 池田土木 | 道路整備グループ | 阪急電鉄(株) | 都市計画道路三国塚口線と阪急神戸線との立体交差に関する比較検討業務委託 | 20180829 | 20190315 | 14,949,360 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(鉄道と道路の立体交差検討業務)が特定の者(鉄道事業者)でないと履行できないため |
| 217 | 港湾局 | 港湾局 | 危機管理グループ | パシフィックコンサルタンツ(株) 大阪本社 | 泉州海岸 外 高潮浸水想定図作成業務委託 | 20180813 | 20190731 | 28,080,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(高潮特別警戒水位検討業務)が特定の者(当該業務に必要なプログラムの開発業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 218 | 港湾局 | 港湾局 | 施設運営グループ | 日本電気 株式会社 関西支社 | 大阪府港湾EDIシステム移行業務委託 | 20180901 | 20190131 | 27,864,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(システム移行業務)が特定の者(当該ソフトウェアの製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 219 | 茨木土木 | 茨木土木 | 総務・契約課 | 全日本コンサルタント(株) | 一般府道 余野茨木線 災害復旧測量調査設計委託 | 20180703 | 20181214 | 13,423,320 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 災害時の復旧のため、急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 220 | 茨木土木 | 茨木土木 | 総務・契約課 | (株)アスコ大東 | 主要地方道 茨木亀岡線 外 災害復旧測量調査設計委託 | 20180709 | 20181130 | 11,146,680 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 災害時の復旧のため、急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 221 | 茨木土木 | 茨木土木 | 総務・契約課 | 晃和調査設計(株) | 一級河川 勝尾寺川 外 災害復旧測量調査設計委託 | 20180718 | 20181130 | 7,719,840 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 災害時の復旧のため、急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 222 | 岸和田土木 | 岸和田土木 | 総務・契約課 | 第一復建(株) 大阪支社 | 二級河川 番川 外 災害復旧設計委託 | 20180712 | 20181130 | 6,273,720 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 災害時の復旧のため、急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 223 | 枚方土木 | 枚方土木 | 河川砂防グループ | いであ(株) 大阪支社 | 一級河川 天野川 堤防天端亀裂等災害設計委託 | 20180619 | 20181031 | 5,312,520 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 災害時の復旧のため、急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 224 | 池田土木 | 池田土木 | 用地グループ | 大阪府土地開発公社 | 補償算定業務委託契約(街路事業) | 20180807 | 20190331 | 3,611,520 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|------------|------------|----------|------------------------|--|----------|----------|------------|---------------------------------|---|
| 225 | 岸和田土木 | 岸和田土木 | 総務・契約課 | 扶桑計測(株) | 二級河川 番川 外 災害復旧 測量委託 | 20180712 | 20180928 | 2,504,520 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第5号 | 災害時の復旧のため、急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 226 | 西大阪治水 | 西大阪治水 | 施設グループ | (株)明電エンジニアリング 大阪営業所 | 一級河川 神崎川 旧猪名川 排水機場外電気設備精密点検業務(H30) | 20180831 | 20190228 | 2,322,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(電気設備の点検業務)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 227 | 鳳土木 | 鳳土木 | 総務・契約課 | 西菱電機(株) 大阪支社 | 一般国道 480号 外 道路規制 情報板等保守点検業務 | 20180920 | 20190131 | 1,944,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(道路規制情報板等の設備保守)が特定の者(当該設備監視システムの設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 228 | 箕面事務所 | 箕面事務所 | 総務環境グループ | 環境科学大阪(株) | 箕面北部丘陵地区 自然環境 復元モニタリング調査業務(その 5) | 20180814 | 20190318 | 1,512,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 特殊の性質(絶滅危惧種に係る高度な知識が必要な調査)を有する業務であるため、委託先(環境科学大阪(株))が特定される。 |
| 229 | 鳳土木 | 鳳土木 | 総務・契約課 | 岩崎電気(株) 大阪営業所 | 主要地方道 富田林泉大津線 外 トンネル非常警報装置等保 守点検業務 | 20180928 | 20181031 | 1,155,600 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(トンネル非常警報装置等の設備保守)が特定の者(当該設備監視システムの設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 230 | 八尾土木 | 八尾土木 | 総務・契約課 | 大阪高速鉄道株式会社 | 大阪モノレール (仮称)瓜生堂 車両基地基本設計委託 | 20180810 | 20190930 | 13,165,200 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(既設のモノレール施設を考慮した設計)が特定の者(既設部分の管理者である鉄道事業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 231 | 八尾土木 | 八尾土木 | 総務・契約課 | 東大阪市 | 都市計画道路大阪瓢箪山線及び 都市計画道路八尾枚方線建設事 業の用に供する土地の取得及び これらに附随する業務委託契約 | 20180806 | 20190329 | 8,326,680 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 232 | 北部下水 | 北部下水 | 中央管理センター | 西部電機(株) 大阪支店 | 安威川流域下水道 中央水みらい センター 弁開閉機点検整備 業務 | 20180925 | 20190131 | 4,644,000 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第 2号 | 業務(弁開閉機点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 233 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 中部MC | メタウォーター(株) 関西営業部 | 南大阪湾岸流域下水道 中部水 みらいセンター外 電気設備点検 整備業務 | 20180911 | 20190228 | 73,440,000 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第 2号 | 業務(電気設備点検整備業務)が特定の者(当該設備の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|------------|------------|-------|-------------------------------|--|----------|----------|------------|-------------------------|--|
| 234 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 今池MC | メタウォーターサービス(株)事業推進本部 西日本営業部 | 大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 3号焼却設備外点検整備業務 | 20180822 | 20190228 | 64,260,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(3号焼却設備外点検整備業務)が特定の者(当該設備の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |
| 235 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 今池MC | 石垣メンテナンス(株) 大阪支店 | 大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 脱水機設備点検整備業務 | 20180920 | 20190228 | 57,780,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(脱水機設備点検整備業務)が特定の者(当該機器の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |
| 236 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 大井MC | 月島テクノメンテサービス(株) 大阪支社西日本営業部 | 大和川下流流域下水道 大井水みらいセンター 焼却炉設備点検整備業務 | 20180808 | 20190131 | 56,160,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(焼却設備点検整備業務)が特定の者(当該設備の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |
| 237 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 大井MC | (株)安川電機 大阪支店 | 大和川下流流域下水道 大井水みらいセンター外 電気設備点検整備業務 | 20180919 | 20190228 | 51,840,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(電気設備点検整備業務)が特定の者(当該設備の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |
| 238 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 狭山MC | パナソニックシステムソリューションズジャパン(株) 関西社 | 大和川下流流域下水道 狭山水みらいセンター外 2系汚泥処理外電気設備点検整備業務 | 20180918 | 20190315 | 17,766,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(2系汚泥処理外電気設備点検整備業務)が特定の者(当該設備の設計・製作業者)でなければ実施できないものであるため |
| 239 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 大井MC | 神鋼環境メンテナンス(株) 大阪営業所 | 大和川下流流域下水道 大井水みらいセンター NO. 3脱水機点検整備業務 | 20180906 | 20190228 | 15,984,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(No.3脱水機点検整備業務)が特定の者(当該機器の設計・製作業者)でなければ実施できないものであるため |
| 240 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 工務G | (株)NJS 大阪総合事務所 | 南大阪湾岸流域下水道外 設計基準作成業務委託(H30-1) | 20180808 | 20190531 | 15,168,600 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号 | 再度の入札に付し落札者がいないため |
| 241 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 北部MC | メタウォーター(株) 関西営業部 | 南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター(汚泥処理)No. 1ベルトろ過濃縮機点検整備業務 | 20180831 | 20190228 | 13,500,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(No.1ベルトろ過濃縮機点検整備業務)が特定の者(当該機器の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |
| 242 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 大井MC | (株)荏原製作所 西大阪支店 | 大和川下流流域下水道 大井水みらいセンター 生物反応槽循環ポンプ点検整備業務 | 20180913 | 20190228 | 9,072,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(生物反応槽循環ポンプ点検整備業務)が特定の者(当該機器の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|------------|------------|----------|------------------------|---|----------|----------|-------------|-------------------------|--|
| 243 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 北部MC | 三菱重工マシナリーテクノロジー(株) | 南部流域下水道事務所 北部水みらいセンター(汚泥処理)返流水処理設備No. 1送風機点検整備業務 | 20180808 | 20190228 | 8,532,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(No.1送風機点検整備業務)が特定の者(当該機器の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |
| 244 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 大井MC | 巴工業(株) 大阪支店 | 大和川下流流域下水道 大井水みらいセンター NO. 3遠心濃縮機点検整備業務 | 20180810 | 20190228 | 8,532,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(No.3遠心濃縮機点検整備業務)が特定の者(当該機器の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |
| 245 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 狭山MC | 阪神動力機械(株) | 大和川下流流域下水道 狭山水みらいセンター 水中攪拌機外点検整備業務 | 20180827 | 20190131 | 7,354,800 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(水中攪拌機外点検整備業務)が特定の者(当該機器の設計・製作業者)でなければ実施できないものであるため |
| 246 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 大井MC | シンフォニアエンジニアリング(株) 大阪支社 | 大和川下流流域下水道 川面中継ポンプ場外 監視制御設備点検整備業務 | 20180808 | 20190131 | 1,944,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(監視制御設備点検整備業務)が特定の者(当該設備の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |
| 247 | 安威川ダム | 安威川ダム | 道路建設グループ | (株)ニュージェック | 安威川ダム 左岸道路法面等緊急対策検討業務委託 | 20180710 | 20190228 | 5,030,640 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 災害時の復旧のため、急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 248 | 八尾土木 | 八尾土木 | 総務・契約課 | 東大阪市 | 近鉄奈良線(東大阪市) 奈良線附属街路南側1号線外街路築造工事委託 | 20181109 | 20190731 | 391,141,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 249 | 枚方土木 | 枚方土木 | 用地グループ | 枚方市 | 平成30年度 東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線(寝屋川市・枚方市)連続立体交差事業にかかる用地取得等業務委託(枚方市)債務契約 | 20181115 | 20210331 | 332,990,592 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 250 | 八尾土木 | 八尾土木 | 総務・契約課 | 東大阪市 | 近鉄奈良線(東大阪市) 奈良線附属街路北側1号線外街路築造工事委託 | 20181022 | 20190731 | 147,238,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 251 | 茨木土木 | 茨木土木 | 建設グループ | 東海旅客鉄道(株) | 主要地方道 伏見柳谷高槻線(高槻東道路) 道路改良事業に伴う工事委託(東海道新幹線495k165m付近) | 20181016 | 20200331 | 144,465,880 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 工事委託(新幹線高架下の工事)が特定の者(鉄道施設への影響防止等に関する高度な施工管理能力を有する者)でなければ実施することができないため。 |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|-------|-------|--------|----------------------------|--------------------------------------|----------|----------|------------|-----------------------|--|
| 252 | 池田土木 | 池田土木 | 総務・契約課 | 国際航業(株) 大阪支店 | 一般府道 亀岡能勢線 外 道路災害復旧設計委託 | 20180713 | 20190228 | 32,292,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 災害復旧のため急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 253 | 八尾土木 | 八尾土木 | 総務・契約課 | 近畿日本鉄道(株) | 近鉄奈良線(東大阪市) 連続立体交差事業に係る土地交換資料作成等業務委託 | 20181116 | 20190322 | 27,920,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 特殊の性質(近畿日本鉄道の鉄道敷内の業務)を有する業務であるため、委託先(近畿日本鉄道(株))が特定される |
| 254 | 富田林土木 | 富田林土木 | 総務・契約課 | 西菱電機(株) 大阪支社 | 狭山池ダム 管理設備点検整備業務(H30) | 20181101 | 20201031 | 25,704,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(管理設備点検)が特定の者(当該設備の構築者)でなければ、実施することができないものであるため。 |
| 255 | 枚方土木 | 枚方土木 | 門真工区 | エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 関西事業部 | 都市計画道路 大阪住道線 電線共同溝引込管路等工事委託(その1) | 20181009 | 20190315 | 24,915,600 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(電柱類地中化事業の施工に伴う引込管工事等)が特定の者(当該設備の設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 256 | 港湾局 | 港湾局 | 設備グループ | 富士電機(株) 関西支社 | 阪南港海岸 岸和田地区 岸和田水門電気設備点検整備業務 | 20181101 | 20201031 | 24,732,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(岸和田水門電気設備点検整備業務)が特定の者(当該電気設備制御システムの設計、構築業者)でなければ実施することができないものであるため。 |
| 257 | 池田土木 | 池田土木 | 総務・契約課 | 協和設計(株) | 一級河川 田尻川 外 河川災害復旧設計測量委託(H30) | 20180719 | 20181130 | 24,318,360 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 災害復旧のため急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 258 | 池田土木 | 池田土木 | 総務・契約課 | 復建調査設計(株) 大阪支社 | 一級河川 野間川 外 河川災害復旧設計測量委託(H30) | 20180719 | 20181228 | 21,826,800 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 災害復旧のため急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 259 | 池田土木 | 池田土木 | 総務・契約課 | (株)修成建設コンサルタント | 一級河川 初谷川 外 河川災害復旧設計測量委託(H30) | 20180720 | 20181130 | 21,351,600 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 災害復旧のため急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 260 | 池田土木 | 池田土木 | 総務・契約課 | パシフィックコンサルタンツ(株) 大阪本社 | 一般国道 173号 道路災害復旧設計委託(山辺地区) | 20180718 | 20181217 | 19,353,600 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 災害復旧のため急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|-------|-------|----------|------------------------------|---|----------|----------|------------|-----------------------|---|
| 261 | 枚方土木 | 枚方土木 | 門真工区 | 関西電力株式会社 大阪北電力本部 | 都市計画道路 大阪住道線 電線共同溝引込管路等工事委託 (その2) | 20181023 | 20190315 | 18,782,119 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(電柱類地中化事業の施工に伴う引込管工事等)が特定の者(当該設備の設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 262 | 茨木土木 | 茨木土木 | 道路整備グループ | 阪急電鉄(株) | 都市計画道路 十三高槻線 と 阪急京都線との立体交差事業に かかる橋梁架設設計業務 | 20181012 | 20190320 | 19,282,320 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(橋梁架設設計業務)が特定の者(交差鉄道の事業者)でないと履行できないため。 |
| 263 | 寝屋川水系 | 寝屋川水系 | 企画防災グループ | (株)ニュージェック | 一級河川 寝屋川 外 治水施設 整備効果検討委託 | 20181009 | 20190628 | 16,200,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(治水施設整備効果検討)が特定の者(独自開発の解析モデルの保有業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 264 | 枚方土木 | 枚方土木 | 太間管理グループ | (株)電業社機械製作所 大阪支店 | 一級河川 寝屋川導水路 太 間排水機場 主ポンプ設備精密 点検業務 | 20181128 | 20190315 | 13,338,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(主ポンプ設備の点検及び整備)が特定の者(当該設備の製作会社)でなければ実施することができないものであるため |
| 265 | 港湾局 | 港湾局 | 危機管理グループ | 公益社団法人 日本港湾協会 | 堺泉北港外 埠頭保安規定改訂 業務 | 20181030 | 20190228 | 9,990,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 特別の目的(国が策定した「国際港湾施設の保安対策に関するガイドライン」に基づく埠頭保安規定の改定)を有する業務であるため、委託先(公益財団法人日本港湾協会)が特定される。 |
| 266 | 岸和田土木 | 岸和田土木 | 総務・契約課 | (株)日建技術コンサルタント | 住友金属地区急傾斜地 災害 復旧設計等委託 | 20180718 | 20190131 | 9,869,040 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | (災害時の復旧のため)急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 267 | 寝屋川水系 | 寝屋川水系 | 施設課 | (株)明電エンジニアリング 大阪営業所 | 寝屋川南部地下河川 外 平野 川調節池外電気設備精密点検業 務 | 20181101 | 20190228 | 8,100,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(電気設備精密点検業務)が特定の者(当該設備の設計・製作者から保守点検業務を移管されている業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 268 | 枚方土木 | 枚方土木 | 太間管理グループ | ダイハツディーゼル(株) | 一級河川 寝屋川導水路 太 間排水機場 主ポンプ設備外エ ンジン精密点検業務 | 20181126 | 20190315 | 7,344,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(主ポンプ設備外のエンジン分解整備)が特定の者(当該設備の製作会社)でなければ実施することができないものであるため |
| 269 | 八尾土木 | 八尾土木 | 道路整備グループ | エヌ・ティ・ティ・インフラネット (株) 大阪支店 | 主要地方道 大阪港八尾線 外 電線共同溝整備事業に伴う引込 管等工事委託(通信) | 20181018 | 20190315 | 7,035,120 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(電線共同溝整備事業に伴う引込管等の敷設)が特定の者(施設管理者)でなければ実施することができないものであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|-------|-------|----------|---------------------|--|----------|----------|-----------|-----------------------|---|
| 270 | 鳳土木 | 鳳土木 | 総務・契約課 | 東芝インフラシステムズ(株) 関西支社 | 一般国道 480号 受変電設備等保守点検業務 | 20181122 | 20190228 | 6,264,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(設備等保守点検業務)が、特定の者(当該設備を設計した者)でなければ実施することができないものであるため |
| 271 | 八尾土木 | 八尾土木 | 道路整備グループ | 関西電力株式会社 大阪南電力本部 | 主要地方道 大阪港八尾線 外電線共同溝整備事業に伴う引込管等工事委託(電気) | 20181121 | 20190315 | 5,733,516 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(電線共同溝整備事業に伴う引込管等の敷設)が特定の者(施設管理者)でなければ実施することができないものであるため |
| 272 | 富田林土木 | 富田林土木 | 総務・契約課 | 西菱電機(株) 大阪支社 | 一般国道 170号 外 道路冠水情報板等保守点検業務 | 20181122 | 20190228 | 4,860,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(道路冠水情報板等保守点検業務)が特定の者(当該システムの構築者)でなければ実施することができないものであるため。 |
| 273 | 港湾局 | 港湾局 | 設備グループ | フジテック(株) 近畿統括本部 | 阪南港海岸 岸和田地区 岸和田水門エレベーター設備点検整備業務 | 20181101 | 20211031 | 4,685,040 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(昇降機の設備保守)が特定の者(当該設備の製造業者・設置業者)でなければ実施することができないものであるため。 |
| 274 | 鳳土木 | 鳳土木 | 総務・契約課 | (株)中尾建築事務所 | 浜寺公園 交通遊園駅舎災害復旧設計委託 | 20180914 | 20190315 | 4,430,764 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 台風に起因する災害対応のため、急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 275 | 鳳土木 | 鳳土木 | 総務・契約課 | 星和電機(株) 関西支社 | 一般国道 480号 トンネル非常警報装置等保守点検業務 | 20181127 | 20190228 | 4,212,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(装置等保守点検業務)が、特定の者(当該装置の監視システムを構築した者)でなければ実施することができないものであるため |
| 276 | 寝屋川水系 | 寝屋川水系 | 施設課 | 富士電機(株) 関西支社 | 寝屋川北部地下河川 鶴見立坑外電気設備精密点検業務 | 20181029 | 20190228 | 3,780,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(電気設備精密点検業務)が特定の者(当該設備の設計・製作者)でなければ実施することができないものであるため |
| 277 | 富田林土木 | 富田林土木 | 総務・契約課 | ミナモト通信(株) 関西支社 | 一般国道(新)371号 岩瀬第1トンネル外 非常通報装置点検業務 | 20181126 | 20190313 | 3,780,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(通信装置点検業務)が特定の者(当該装置の製造業者の関連会社)でなければ実施することができないものであるため。 |
| 278 | 茨木土木 | 茨木土木 | 道路整備グループ | 関西電力株式会社 大阪北電力本部 | 都市計画道路 十三高槻線 電線共同溝整備事業に伴う引込管等工事委託(その2) | 20181030 | 20190315 | 5,313,678 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(電線共同溝整備事業に伴う連系管路等工事)が特定の者(管理者)でなければ実施することができないものであるため。 |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|-------|-------|------------|-------------------------------|--|----------|----------|-----------|-----------------------|---|
| 279 | 鳳土木 | 鳳土木 | 総務・契約課 | (株)アスコ大東 | 一般国道 480号 災害復旧設計委託 | 20180914 | 20181130 | 3,574,800 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 台風に起因する災害対応のため、急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 280 | 西大阪治水 | 西大阪治水 | 設備グループ | 三菱電機プラントエンジニアリング(株) 西日本本部 | 一級河川 木津川 外 木津川水門外 自家発電設備外精密点検整備業務(H30) | 20181107 | 20190315 | 3,456,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(自家発電設備の点検業務)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 281 | 港湾局 | 港湾局 | 阪南港湾事務所維持課 | エム・エムブリッジ(株) 関西営業所 | 阪南港 岸之浦大橋制振装置点検業務 | 20181025 | 20190131 | 3,218,400 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(岸之浦大橋制振装置点検業務)が特定の者(当該装置の製造業者・設置業者)でなければ実施することができないものであるため。 |
| 282 | 岸和田土木 | 岸和田土木 | 総務・契約課 | 和泉コンサルタント(株) | 住友金属地区急傾斜地 災害復旧測量委託 | 20180718 | 20181217 | 3,045,600 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | (災害時の復旧のため)急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 283 | 茨木土木 | 茨木土木 | 道路整備グループ | エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株) 大阪支店 | 都市計画道路 十三高槻線 電線共同溝整備事業に伴う引込管等工事委託(その1) | 20180927 | 20190315 | 2,723,760 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(電線共同溝整備事業に伴う連系管路等工事)が特定の者(管理者)でなければ実施することができないものであるため。 |
| 284 | 岸和田土木 | 岸和田土木 | 総務・契約課 | 西菱電機(株) 大阪支社 | 主要地方道 枚方富田林泉佐野線 外 道路冠水情報板等保守点検業務 | 20181017 | 20190228 | 2,700,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(道路冠水情報板等保守点検業務)が特定の者(当該システム構築業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 285 | 岸和田土木 | 岸和田土木 | 総務・契約課 | サンケン電気(株) 大阪支店 | 主要地方道 泉佐野岩出線 田尻スカイブリッジ航空障害灯設備保守点検業務 | 20181026 | 20190131 | 2,268,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(航空障害灯設備保守点検業務)が特定の者(当該設備の製作者)でなければ実施することができないものであるため |
| 286 | 港湾局 | 港湾局 | 設備グループ | パナソニックシステムソリューションズジャパン(株) 関西社 | 泉州海岸 津波防災情報システム点検整備業務(泉大津市・田尻町域) | 20181120 | 20190228 | 2,430,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(津波防災情報システムの点検整備業務)が特定の者(当該システムの製作者者専門の点検整備会社)でなければ、実施することができないものであるため。 |
| 287 | 西大阪治水 | 西大阪治水 | 施設グループ | 三菱電機プラントエンジニアリング(株) 西日本本部 | 一級河川 神崎川 番田水門 電気設備精密点検業務(H30) | 20181130 | 20190228 | 1,890,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(電気設備の点検業務)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|-------|-------|----------|--------------------------|--|----------|----------|------------|-----------------------|---|
| 288 | 西大阪治水 | 西大阪治水 | 設備グループ | 日本電検 株式会社 | 一級河川 安治川(旧淀川)外安治川水門外自家用電気工作物保安業務 | 20181101 | 20190131 | 1,632,528 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 | 現に契約履行中の業務(自家用電気工作物の保安業務)に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるため。 |
| 289 | 茨木土木 | 茨木土木 | 道路整備グループ | エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株) 大阪支店 | 都市計画道路 十三高槻線 電線共同溝整備事業に伴う引込管等工事委託(その3) | 20180927 | 20190315 | 1,135,080 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(電線共同溝整備事業に伴う連系管路等工事)が特定の者(管理者)でなければ実施することができないものであるため。 |
| 290 | 池田土木 | 池田土木 | 総務・契約課 | NECネットエスアイ(株) 関西支社 | 主要地方道 茨木能勢線 外道路情報板保守点検業務 | 20181122 | 20190228 | 1,042,200 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(道路情報板の保守点検)が特定の者(当該設備の製造者)でないと履行できないため。 |
| 291 | 西大阪治水 | 西大阪治水 | 施設グループ | 関西日立(株) | 一級河川 神崎川 出来島水門電気設備精密点検業務(H30) | 20181005 | 20190228 | 1,036,800 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(電気設備の点検業務)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 292 | 鳳土木 | 鳳土木 | 総務・契約課 | サンコーコンサルタント(株) 大阪支店 | 浜寺公園 アーチェリー場建築物等災害復旧設計委託 | 20180914 | 20190315 | 993,600 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 台風に起因する災害対応のため、急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 293 | 池田土木 | 池田土木 | 総務・契約課 | 岩崎電気(株) 大阪営業所 | 一般国道 173号 能勢第二トンネル外 非常警報装置保守点検業務 | 20181121 | 20190228 | 615,600 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(非常警報装置の保守点検)が特定の者(装置の設置者)でないと履行できないため。 |
| 294 | 港湾局 | 港湾局 | 設備グループ | 西菱電機(株) 大阪支社 | 泉州海岸 津波防災情報システム点検整備業務(泉南市域) | 20181120 | 20190228 | 1,775,520 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(津波防災情報システムの点検整備業務)が特定の者(当該機器の設計、製作、設置業者)でなければ、実施することができないものであるため。 |
| 295 | 茨木土木 | 茨木土木 | 計画保全グループ | 大阪高速鉄道(株) | 主要地方道 大阪中央環状線外(大阪モノレール)災害復旧工事委託(公共災)(平成30年度) | 20180618 | 20190315 | 58,142,448 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 大阪北部地震による災害復旧工事(モノレール駅舎内)が特定の者(当該施設の管理者かつモノレール運行の安全確保が可能な者)でなければ実施することができないものであるため。 |
| 296 | 枚方土木 | 枚方土木 | 用地グループ | 寝屋川市 | 平成30年度 主要地方道枚方富田林泉佐野線交通安全施設等整備事業に伴う用地買収業務委託 | 20181004 | 20190331 | 12,422,500 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|------|------|----------|----------------------------|--|----------|----------|------------|-------------------------|---|
| 297 | 枚方土木 | 枚方土木 | 道路整備グループ | 京阪電気鉄道(株) | 京阪本線(寝屋川市・枚方市)連続立体交差事業 平成30年度沿線家屋撤去に伴う架空線防護等業務委託 | 20181113 | 20200228 | 8,279,800 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(沿線家屋撤去に伴う架空線防護等業務)が特定の者(当該鉄道事業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 298 | 鳳土木 | 鳳土木 | 総務・契約課 | 日本無線(株) 関西支社 | 一般国道 480号ラジオ再放送設備保守点検業務 | 20181126 | 20190228 | 2,160,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務が(設備保守点検業務)が、特定の者(当該設備を設計した者)でなければ実施することができないものであるため |
| 299 | 北部下水 | 北部下水 | 高槻管理センター | ダイハツディーゼル(株) | 淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター外 雨水ディーゼルエンジン点検整備業務 | 20181018 | 20190628 | 73,440,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(雨水ディーゼルエンジン点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 300 | 北部下水 | 北部下水 | 中央管理センター | 月島テクノメンテサービス(株) 大阪支社西日本営業部 | 安威川流域下水道 中央水みらいセンター ベルトプレス脱水機点検整備業務 | 20181022 | 20190628 | 63,720,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(ベルトプレス脱水機点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 301 | 北部下水 | 北部下水 | 高槻管理センター | 西部電機(株) 大阪支店 | 淀川右岸流域下水道 前島ポンプ場 弁開閉機点検整備業務 | 20181122 | 20190315 | 19,764,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(弁開閉機点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 302 | 北部下水 | 北部下水 | 高槻管理センター | 月島テクノメンテサービス(株) 大阪支社西日本営業部 | 淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター 南系脱水ケーキ圧送ポンプ点検整備業務 | 20181015 | 20190228 | 16,416,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(脱水ケーキ圧送ポンプ点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 303 | 北部下水 | 北部下水 | 中央管理センター | ヤンマーエネルギーシステム(株) 大阪支社 | 安威川流域下水道 中央水みらいセンター外 雨水ディーゼルエンジン点検整備業務 | 20181022 | 20190228 | 16,059,600 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(雨水ディーゼルエンジン点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 304 | 北部下水 | 北部下水 | 高槻管理センター | メタウォーター(株) 関西営業部 | 淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター D系送風機点検整備業務 | 20181024 | 20190131 | 5,940,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(D系送風機点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 305 | 北部下水 | 北部下水 | 中央管理センター | (公社)摂津市シルバー人材センター | 安威川流域下水道 中央水みらいセンター 除草業務 | 20181114 | 20190228 | 4,259,703 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号 | 障がい者支援施設等から役務の提供を受ける契約であるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|------------|-------|----------|-----------------------|-------------------------------------|----------|----------|------------|-------------------------|---|
| 306 | 北部下水 | 北部下水 | 高槻管理センター | 足立緑化 | 淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター 緊急樹木管理業務 | 20180910 | 20181220 | 3,207,600 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号 | 台風の影響により倒木等の恐れがある樹木除却のため急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 307 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 川俣管理センター | 石垣メンテナンス(株) 大阪支店 | 寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター ベルトプレス脱水機点検整備業務 | 20181005 | 20190315 | 69,552,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(脱水機点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者の関連会社)でなければ実施することができないものであるため |
| 308 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 渚管理センター | メタウォーター(株) 関西営業部 | 淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター 受変電設備等点検整備業務 | 20181114 | 20190315 | 65,880,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(受変電設備等点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 309 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 鴻池管理センター | 関西日立(株) | 寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター外 電気設備点検整備業務 | 20181011 | 20190315 | 64,800,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(電気設備点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者の関連会社)でなければ実施することができないものであるため |
| 310 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 鴻池管理センター | ヤンマーエネルギーシステム(株) 大阪支社 | 寝屋川流域下水道 萱島ポンプ場外 ディーゼルエンジン点検整備業務 | 20181003 | 20190531 | 50,976,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(ディーゼルエンジン点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者の関連会社)でなければ実施することができないものであるため |
| 311 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 鴻池管理センター | クボタ環境サービス(株) 大阪営業所 | 寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター外 ベルト濃縮機等点検整備業務 | 20181025 | 20190228 | 29,700,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(ベルト濃縮機等点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者の関連会社)でなければ実施することができないものであるため |
| 312 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 鴻池管理センター | (株)明電エンジニアリング 大阪営業所 | 寝屋川流域下水道 桑才ポンプ場外 発電機等点検整備業務 | 20181113 | 20190228 | 27,000,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(発電機等点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 313 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 川俣管理センター | (株)安川電機 大阪支店 | 寝屋川流域下水道 植付ポンプ場 監視制御設備点検整備業務 | 20181009 | 20190228 | 19,440,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(監視制御設備点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 314 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 川俣管理センター | 関西日立(株) | 寝屋川流域下水道 竜華水みらいセンター外 受変電設備等点検整備業務 | 20181018 | 20190228 | 17,172,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(受変電設備等点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者の関連会社)でなければ実施することができないものであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|------------|-------|----------|------------------------------|--|----------|----------|------------|-------------------------|--|
| 315 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 川俣管理センター | 住友重機械精機販売(株) 大阪サービス営業グループ | 寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター 減速機点検整備業務 | 20181029 | 20190228 | 15,336,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(減速機点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 316 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 渚管理センター | 日新電機(株) 関西支社 | 淀川左岸流域下水道 石津中継ポンプ場 受変電設備等点検整備業務 | 20181002 | 20190228 | 14,472,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(受変電設備等点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 317 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 川俣管理センター | 西部電機(株) 大阪支店 | 寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター バルブコントローラ点検整備業務 | 20181122 | 20190228 | 13,824,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(バルブコントローラ点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 318 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 渚管理センター | 阪神動力機械(株) | 淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター 水中攪拌機点検整備業務 | 20181002 | 20190131 | 13,716,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(水中攪拌機点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 319 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 鴻池管理センター | 西部電機(株) 大阪支店 | 寝屋川流域下水道 門真寝屋川(二)増補幹線外 分水可動堰等点検整備業務 | 20181115 | 20190228 | 9,828,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(分水可動堰等点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 320 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 渚管理センター | 新明和アクアテクサービス(株) | 淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター 循環水ポンプ点検整備業務 | 20181005 | 20190228 | 8,802,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(循環水ポンプ点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者の関連会社)でなければ実施することができないものであるため |
| 321 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 川俣管理センター | 東芝インフラシステムズ(株) 関西支社 | 寝屋川流域下水道 小阪ポンプ場外 監視制御設備点検整備業務 | 20181005 | 20190228 | 6,696,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(監視制御設備点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 322 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 管理グループ | 管清工業(株) 大阪支店 | 寝屋川流域下水道 大東幹線(一)外 管渠緊急点検委託 | 20180718 | 20181214 | 6,592,320 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号 | 埋設管渠に起因した道路陥没事故の未然防止のため急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 323 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 鴻池管理センター | 東芝インフラシステムズ(株) 関西支社 | 寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター外 水処理給気ファン用高圧電動機等点検整備業務 | 20181026 | 20190228 | 6,264,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(高圧電動機等点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者の関連会社)でなければ実施することができないものであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|------------|------------|----------|--------------------------------|--|----------|----------|------------|-------------------------|--|
| 324 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 鴻池管理センター | (株)イワキ 大阪支店 | 寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター 次亜塩素酸ポンプ点検整備業務 | 20181112 | 20190228 | 5,616,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(次亜塩素酸ポンプ点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 325 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 渚管理センター | 西部電機(株) 大阪支店 | 淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター バルブコントローラ点検整備業務 | 20181115 | 20190215 | 5,616,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(バルブコントローラ点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 326 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 鴻池管理センター | パナソニックシステムソリューションズジャパン(株) 関西支社 | 寝屋川流域下水道 門真寝屋川(二)増補幹線特殊人孔(1) 受変電設備等点検整備業務 | 20181029 | 20190228 | 5,400,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(受変電設備等点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 327 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 鴻池管理センター | 丸島産業(株) | 寝屋川流域下水道 茨田ポンプ場外 汚水流入ゲート等点検整備業務 | 20181015 | 20190228 | 4,827,600 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(汚水流入ゲート等点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者の関連会社)でなければ実施することができないものであるため |
| 328 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 管理グループ | (株)島津アクセス 大阪支店 | 東部流域下水道事務所 水質管理センター 分析機器(ICP外)点検整備業務 | 20181127 | 20190222 | 2,451,600 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(分析機器点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者の関連会社)でなければ実施することができないものであるため |
| 329 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 渚管理センター | (株)日立産機システム 関西支社 | 淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター 空気圧縮機点検整備業務 | 20181108 | 20190228 | 2,257,200 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(空気圧縮機点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 330 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 狭山MC | (株)安川電機 大阪支店 | 大和川下流流域下水道 長野中継ポンプ場外 電気設備点検整備業務 | 20181029 | 20190228 | 10,260,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(電気設備点検整備業務)が特定の者(当該設備の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |
| 331 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 北部MC | (株)明電エンジニアリング 大阪営業所 | 南大阪湾岸流域下水道 三宝送泥ポンプ場外 受配電設備点検整備業務 | 20181122 | 20190315 | 5,616,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(受配電設備点検整備業務)が特定の者(当該設備の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |
| 332 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 狭山MC | 住友重機械エンパイロメント(株) 大阪支店 | 大和川下流流域下水道 狭山水みらいセンター No.2ベルトプレス脱水機外点検整備業務 | 20181017 | 20190228 | 12,960,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(No.2ベルトプレス脱水機外点検整備業務)が特定の者(当該機器の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|------------|------------|--------------|---------------------------|---|----------|----------|-------------|---------------------------------|---|
| 333 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 大井MC | ラサ商事(株) 大阪支店 | 大和川下流流域下水道 大井水 みらいセンター 最終沈殿池設備 2系返送汚泥ポンプ外点検整備 業務 | 20181016 | 20190215 | 7,452,000 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第 2号 | 業務(最終沈殿池設備2系返送汚泥ポンプ外 点検整備業務)が特定の者(当該設備の設 計・製作者)でなければ実施できないもの であるため |
| 334 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 大井MC | 新明和アクアテクサービス (株) | 大和川下流流域下水道 大井水 みらいセンター 水中攪拌機点検 整備業務 | 20181012 | 20190228 | 9,180,000 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第 2号 | 業務(水中攪拌機点検整備業務)が特定の者 (当該設備の設計・製作者)でなければ実施 できないものであるため |
| 335 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 今池MC | ヤンマーエネルギーシステム (株) 大阪支社 | 大和川下流流域下水道 今池水 みらいセンター ディーゼルエン ジン点検整備業務 | 20181018 | 20190228 | 35,640,000 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第 2号 | 業務(ディーゼルエンジン点検整備業務)が特 定の者(当該設備の設計・製作者)でなけれ ば実施できないものであるため |
| 336 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 中部MC | 新日造エンジ(株) 関西営業 所 | 南大阪湾岸流域下水道 中部水 みらいセンター 2系砂ろ過原水 ポンプ点検整備業務 | 20181029 | 20190228 | 5,562,000 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第 2号 | 業務(2系砂ろ過原水ポンプ点検整備業務)が 特定の者(当該機器の設計・製作者)でなけれ ば実施できないものであるため |
| 337 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 狭山MC | (株)大成電機工業所 大阪 営業所 | 大和川下流流域下水道 狭山水 みらいセンター 脱水ケーキ移送 ポンプフィーダ外点検整備業務 | 20181113 | 20190315 | 2,808,000 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第 2号 | 業務(脱水ケーキ移送ポンプフィーダ外点検 整備業務)が特定の者(当該機器の設計・製 作者)でなければ実施できないものであるた め |
| 338 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 大井MC | 西部電機(株) 大阪支店 | 大和川下流流域下水道 大井水 みらいセンター バルブコントロー ラ点検整備業務 | 20181116 | 20190228 | 7,020,000 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第 2号 | 業務(バルブコントローラ点検整備業務)が特 定の者(当該機器の設計・製作者)でなけれ ば実施できないものであるため |
| 339 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 中部MC | 阪神動力機械(株) | 南大阪湾岸流域下水道 中部水 みらいセンター 2系生物反応槽 水中攪拌機外点検整備業務 | 20181128 | 20190228 | 22,496,400 | 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第 2号 | 業務(2系生物反応槽水中攪拌機外点検整備 業務)が特定の者(当該機器の設計・製作業 者)でなければ実施できないものであるため |
| 340 | 八尾土木 | 八尾土木 | 総務・契約課 | 近畿日本鉄道(株) | 近鉄奈良線(東大阪市) 連続 立体交差事業に係る東花園駅前 道路整備に伴う現況復旧等業務 委託 | 20181203 | 20190930 | 262,000,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(東花園駅前道路整備に伴う現況復旧等 業務)が特定の者(当該鉄道事業者)でなけれ ば実施することができないものであるため |
| 341 | 枚方土木 | 枚方土木 | 道路整備グ ループ | 京阪電気鉄道(株) | 京阪本線(寝屋川市・枚方市) 連続立体交差事業 平成30年 度 鉄道施設設計等業務委託 | 20181218 | 20200228 | 175,874,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(鉄道施設設計等)が特定の者(当該鉄道 事業者)でなければ実施することができないも のであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|-------|-------|----------|--------------------------|---|----------|----------|-------------|-----------------------|---|
| 342 | 富田林土木 | 富田林土木 | 計画保全グループ | エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株) 大阪支店 | 一般国道 170号 電線共同溝工事委託(2018) | 20181207 | 20200226 | 149,992,560 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(電線共同溝工事)が特定の者(インフラ事業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 343 | 池田土木 | 池田土木 | 総務・契約課 | 復建調査設計(株) 大阪支社 | 一般府道 亀岡能勢線 道路災害復旧設計委託(その2) | 20180912 | 20191129 | 38,955,600 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 災害復旧のため急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 344 | 池田土木 | 池田土木 | 総務・契約課 | (株)浪速技研コンサルタント | 主要地方道 茨木能勢線 外道路災害復旧設計委託(その2) | 20180912 | 20190228 | 25,800,120 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 災害復旧のため急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 345 | 茨木土木 | 茨木土木 | 建設グループ | 茨木市 | 市道 安元8号線道路改良工事の施工に伴う主要地方道 茨木摂津線 道路拡幅工事委託 | 20181213 | 20190430 | 21,384,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 346 | 西大阪治水 | 西大阪治水 | 設備グループ | 関西日立(株) | 一級河川 六軒家川 外 六軒家川水門外 監視制御設備外精密点検整備業務(H30) | 20181226 | 20190315 | 14,040,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(設備の点検業務)が特定の者(設備の設計・製作・据付)でなければ実施できないものであるため |
| 347 | 鳳土木 | 鳳土木 | 道路整備グループ | 高石市 | 南海本線・高師浜線(高石市)連続立体交差事業に伴う用地交換登記事務手続き業務委託(その2) | 20180731 | 20190315 | 12,896,550 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 348 | 西大阪治水 | 西大阪治水 | 設備グループ | (株)荏原製作所 西大阪支店 | 一級河川 淀川 毛馬排水機場 主ポンプ設備精密点検業務(H30) | 20190124 | 20190315 | 12,204,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(設備の点検業務)が特定の者(設備の設計・製作・据付)でなければ実施できないものであるため |
| 349 | 西大阪治水 | 西大阪治水 | 設備グループ | 日本メンテナンスエンジニアリング(株) | 一級河川 淀川 毛馬排水機場 集水装置機能復旧応急対策業務 | 20181227 | 20190325 | 12,096,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | 災害時の復旧のため急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 350 | 茨木土木 | 茨木土木 | 計画保全グループ | 大阪高速鉄道(株) | 主要地方道 大阪中央環状線外(大阪モノレール) 災害復旧工事委託(単独災)(平成30年度) | 20180618 | 20190315 | 17,665,992 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 本災害復旧工事委託は、モノレール運行上の施設管理内での作業であり、特定の者(当該施設の管理者かつモノレール運行の安全確保が可能な者)でなければ実施することができないものであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|-------|-------|--------------|-------------------------------|---|----------|----------|------------|---------------------------|---|
| 351 | 八尾土木 | 八尾土木 | 道路整備グループ | エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株) 大阪支店 | 都市計画道路 大阪瓢箪山線 電線共同溝整備事業に伴う連系 管等工事委託(通信) | 20181207 | 20190329 | 10,655,280 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(連系管等の敷設)が特定の者(施設管 理者)でなければ実施することができないもの であるため |
| 352 | 寝屋川水系 | 寝屋川水系 | 施設課 | 三菱電機(株) 大阪支社 | 一級河川 寝屋川 外 治水緑 地外電気設備精密点検業務 | 20190108 | 20190315 | 9,990,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(電気設備精密点検業務)が特定の者 (当該機器の設計・製作者から保守点検業 務を移管されている業者)でなければ実施す ることができないものであるため |
| 353 | 池田土木 | 池田土木 | 総務・契約課 | 国際航業(株) 大阪支店 | 一般府道 亀岡能勢線 外 道 路災害復旧設計委託 | 20180713 | 20190228 | 9,680,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第5号 | 災害復旧のため急迫を要し、競争入札に付し ては契約の目的を達成できないため |
| 354 | 港湾局 | 港湾局 | 設備グルー プ | 三菱電機プラントエンジニアリ ング(株) 西日本本部 | 堺泉北港海岸 堺旧港地区 竖川水門自家発電設備点検整備 業務 | 20190129 | 20190315 | 7,970,400 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(竖川水門自家発電設備点検)が特定の 者(当該設備の専門の点検整備会社)でなけ れば実施することができないものであるため |
| 355 | 八尾土木 | 八尾土木 | 総務・契約課 | 近畿日本鉄道(株) | 近鉄奈良線(東大阪市) 連続 立体交差事業に係る土地交換資 料作成等業務委託(その2) | 20181210 | 20190322 | 7,116,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 特殊の性質(近畿日本鉄道の鉄道敷内の業 務)を有する業務であるため、委託先(近畿日 本鉄道株)が特定される |
| 356 | 港湾局 | 港湾局 | 深日出張所 | 基礎地盤コンサルタンツ(株) 関西支社 | 淡輪漁港 物揚場補修実施設 計委託 | 20190129 | 20190322 | 6,480,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第8号 | 再度の入札に付し落札者がいないため |
| 357 | 枚方土木 | 枚方土木 | 太間管理グ ループ | 三菱電機プラントエンジニアリ ング(株) 西日本本部 | 一級河川 寝屋川導水路 太 間排水機場 重電機器及び監視 制御設備精密点検業務 | 20181217 | 20190315 | 4,752,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(監視制御設備・自家発電設備の点検整 備)が特定の者(当該システムのメンテナンス 業者)でなければ実施することができないもの であるため |
| 358 | 枚方土木 | 枚方土木 | 太間管理グ ループ | 三菱電機(株) 大阪支社 | 一級河川 寝屋川導水路 外 太間排水機場外 情報通信シス テム精密点検業務 | 20181225 | 20190315 | 4,752,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 業務(情報通信システム設備の点検整備等) が特定の者(当該システムのメンテナンス業 者)でなければ実施することができないもので あるため |
| 359 | 茨木土木 | 茨木土木 | 計画保全グ ループ | 三菱電機(株) 大阪支社 | 一般国道 479号 外 道路冠 水情報板等保守点検業務 | 20190117 | 20190228 | 4,320,000 | 地方自治法施行令第1 67条の2第1項第2号 | 点検業務管理(道路冠水情報板の保守点検) が特定の者(当該施設の設計者かつ設置者 で特殊な技術を用いた点検が可能者)でな ければ実施することができないものであるた め |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|-------|-------|----------|---------------------|---------------------------------|----------|----------|-----------|-----------------------|--|
| 360 | 港湾局 | 港湾局 | 開発調整グループ | 大阪湾広域臨海環境整備センター | 堺泉北港 汐見沖地区 廃棄物埋立護岸建設工事委託 | 20180823 | 20190315 | 4,255,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 361 | 富田林土木 | 富田林土木 | 総務・契約課 | 学校法人東北芸術工科大学 | 大阪府立狭山池博物館 木製柵工及び堤体等保守点検業務 | 20190128 | 20190315 | 3,499,200 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(大阪府立狭山池博物館 木製柵工及び堤体等保守点検業務)が特定の者(当該文化財の保存方法を熟知している者)でなければ実施することができないものであるため |
| 362 | 池田土木 | 池田土木 | 総務・契約課 | 大阪高速鉄道(株) | 大阪モノレール 災害復旧工事委託 | 20180618 | 20190228 | 3,382,560 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 大阪北部地震による災害復旧工事(モノレール駅舎内)が特定の者(当該施設管理者)でなければ実施することができないため |
| 363 | 茨木土木 | 茨木土木 | 計画保全グループ | 近畿電設サービス(株) | 一般国道 479号 外 自家用電気工作物保安管理業務(その3) | 20190115 | 20211130 | 3,055,968 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号 | 再度の入札に付し落札者がいないため |
| 364 | 八尾土木 | 八尾土木 | 総務・契約課 | 柏原市 | 一般国道(旧)170号 歩道拡幅工事委託 | 20181226 | 20190329 | 3,000,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するため |
| 365 | 富田林土木 | 富田林土木 | 総務・契約課 | (株)乃村工藝社 大阪事業所 | 大阪府立狭山池博物館 大形遺構及び展示模型等清掃保守点検業務 | 20190123 | 20190315 | 2,700,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(大阪府立狭山池博物館 大形遺構及び展示模型等清掃保守点検業務)が特定の者(当該設備の設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 366 | 鳳土木 | 鳳土木 | 総務・契約課 | 東芝インフラシステムズ(株) 関西支社 | 二級河川 王子川 水門等電気設備保守点検業務(H30) | 20181221 | 20190228 | 2,052,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(設備保守点検業務)が、特定の者(当該設備を設計・製作した者から事業承継した者)でなければ実施することができないものであるため |
| 367 | 八尾土木 | 八尾土木 | 総務・契約課 | 近畿電設サービス(株) | 一般府道 石切大阪線 外 自家用電気工作物保安管理業務 | 20190111 | 20211130 | 1,994,544 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号 | 再度の入札に付し落札者がいないため |
| 368 | 池田土木 | 池田土木 | 総務・契約課 | 大阪高速鉄道(株) | 大阪モノレール 災害復旧工事委託(その2) | 20180618 | 20190228 | 1,911,708 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 大阪北部地震による災害復旧工事(モノレール駅舎内)が特定の者(当該施設管理者)でなければ実施することができないため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|------------|-------|----------|---------------------------|---|----------|----------|------------|-------------------------|---|
| 369 | 鳳土木 | 鳳土木 | 総務・契約課 | (株)安川電機 大阪支店 | 二級河川 芦田川 水門等電気設備保守点検業務(H30) | 20181226 | 20190228 | 1,674,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(設備保守点検業務)が、特定の者(当該設備を設計・製作した者)でなければ実施することができないものであるため |
| 370 | 鳳土木 | 鳳土木 | 総務・契約課 | 三菱電機(株) 大阪支社 | 二級河川 芦田川外 水門等遠隔監視制御設備保守点検業務(H30) | 20190108 | 20190228 | 1,512,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(設備保守点検業務)が、特定の者(当該設備の監視システムを設計・製作・施工した者からメンテナンス部門を受け継いだ者)でなければ実施することができないものであるため |
| 371 | 富田林土木 | 富田林土木 | 総務・契約課 | 近畿電設サービス(株) | 一般国道 170号 自家用電気工作物保安管理業務(H30 富田林土木事務所) | 20190115 | 20211130 | 1,423,008 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号 | 競争入札に付しても入札者がいないため |
| 372 | 鳳土木 | 鳳土木 | 総務・契約課 | (株)HYSエンジニアリング サービス 関西支店 | 一般国道 480号 CCTV設備保守点検業務 | 20181205 | 20190228 | 831,600 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(設備保守点検業務)が、特定の者(当該設備を設計した者)でなければ実施することができないものであるため |
| 373 | 枚方土木 | 枚方土木 | 道路整備グループ | 関西電力(株) 大阪北電力本部 | 一般府道 杉田口禁野線(都市計画道路 枚方藤阪線)電線共同溝整備事業に伴う連系管路工事委託(電力) | 20190122 | 20190628 | 4,525,472 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(電柱類地中化事業の施工に伴う連系管路工事等)が特定の者(当該設備の設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 374 | 北部下水 | 北部下水 | 中央管理センター | 住友重機械精機販売(株) 大阪サービス営業グループ | 安威川流域下水道 中央水みらいセンター外 減速機点検整備業務 | 20190108 | 20190315 | 8,856,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(減速機点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 375 | 北部下水 | 北部下水 | 高槻管理センター | 阪神動力機械(株) | 淀川右岸流域下水道 高槻水みらいセンター E系水中攪拌機点検整備業務 | 20181226 | 20190320 | 7,452,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(E系水中攪拌機点検整備)が特定の者(当該設備の製造・設置業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 376 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 川俣管理センター | 三菱電機プラントエンジニアリング(株) 西日本本部 | 寝屋川流域下水道 新家ポンプ場 監視制御設備点検整備業務 | 20181217 | 20190315 | 45,900,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(監視制御設備点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者の関連会社)でなければ実施することができないものであるため |
| 377 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 川俣管理センター | JFEアドバンテック(株) | 寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター外 水位計点検整備業務 | 20181221 | 20190228 | 2,138,400 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(水位計点検整備業務)が特定の者(当該設備の製造業者)でなければ実施することができないものであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|-----|------------|------------|----------|--------------------------|--|----------|----------|------------|-------------------------|--|
| 378 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 北部MC | (株)安川電機 大阪支店 | 南大阪湾岸流域下水道 和泉中継ポンプ場外 電気設備点検整備業務 | 20181226 | 20190315 | 10,584,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(電気設備点検整備業務)が特定の者(当該設備の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |
| 379 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 狭山MC | クボタ環境サービス(株)大阪営業所 | 大和川下流流域下水道 狭山水みらいセンター ベルト型ろ過濃縮機点検整備業務 | 20181221 | 20190315 | 4,158,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(ベルトろ過濃縮機点検整備業務)が特定の者(当該設備の設計・製作業者)でなければ実施できないものであるため |
| 380 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 狭山MC | 住友重機械精機販売(株)大阪サービス営業グループ | 大和川下流流域下水道 狭山水みらいセンター外 減速機等点検整備業務 | 20181218 | 20190315 | 3,564,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(減速機等点検整備業務)が特定の者(当該設備の設計・製作業者)でなければ実施できないものであるため |
| 381 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 今池MC | ヤンマーエネルギーシステム(株)大阪支社 | 大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター ディーゼルエンジン点検整備業務(その2) | 20181211 | 20190320 | 8,748,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(ディーゼルエンジン点検整備業務)が特定の者(当該設備の設計・製作業者)でなければ実施できないものであるため |
| 382 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 南部MC | 西部電機(株)大阪支店 | 南大阪湾岸流域下水道 南部水みらいセンター バルブコントローラ点検整備業務 | 20190124 | 20190322 | 7,257,600 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 業務(バルブコントローラ点検整備業務)が特定の者(当該設備の設計・製作・据付業者)でなければ実施できないものであるため |
| 383 | 茨木土木 | 茨木土木 | 建設グループ | 関西電力株式会社 大阪北電力本部 | 一般国道 170号(十三高槻線)整備事業に支障となる送電鉄塔淀川西線5号の移設工事に係る調査工事委託 | 20190326 | 20191227 | 13,597,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 工事委託(鉄塔移設工事)が特定の者(電気事業者)でなければ実施することができないため。 |
| 384 | 八尾土木 | 八尾土木 | 総務・契約課 | 近畿日本鉄道(株) | 近鉄奈良線(東大阪市)連続立体交差事業に係る土地交換資料作成等業務委託(その3) | 20190201 | 20190329 | 10,263,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 特殊の性質(近畿日本鉄道の鉄道敷内の業務)を有する業務であるため、委託先(近畿日本鉄道株)が特定される |
| 385 | 寝屋川水系 | 寝屋川水系 | 維持補修グループ | エビスマリン(株)本社 | 一級河川 平野川 河川浄化対策検討業務 | 20190201 | 20190228 | 4,946,400 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(流体流動装置を備えた水流発生装置による河川浄化対策)が特定の者(流体流動装置の特許を有している業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 386 | 岸和田土木 | 岸和田土木 | 計画保全グループ | 西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 | 阪和線泉府中・久米田 主要地方道 岸和田牛滝山貝塚線 大門池高架橋及びJR歩道橋 橋梁点検委託 | 20190327 | 20200331 | 20,776,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務(橋梁点検委託)が特定の者(当該鉄道管理者)でなければ実施することができないものであるため |

平成30年度随意契約情報(委託料)都市整備部出先分

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|---------------|------------|------------|----------|-----------------|---|----------|----------|------------------|-------------------------|--|
| 387 | 北部下水 | 北部下水 | 工務グループ | 日本工営(株)大阪支店 | 猪名川流域下水道 左岸幹線合流改善対策調査業務 | 20190327 | 20191220 | 9,936,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号 | 競争入札によって得られる価格上の利益が入札に要する経費と比較して得失相償わないと認められるため |
| 388 | 北部下水 | 北部下水 | 中央管理センター | (株)GE | 安威川流域下水道 中央水みらいセンター外 沈砂しきり収集運搬処分業務(その3)(単価契約) | 20190401 | 20190430 | 2,106,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号 | (下水道施設の適正運転確保及び悪臭等による生活環境への被害防止のため)急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 389 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 鴻池管理センター | (株)ダイカン | 寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター 脱水ケーキ運搬処分業務 | 20190123 | 20190315 | 16,216,200 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号 | 焼却炉の故障により脱水ケーキの搬出処分が急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 390 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 渚管理センター | 大阪湾広域臨海環境整備センター | 淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター 産業廃棄物(流動砂)埋立処分業務(その2)(単価契約) | 20190301 | 20190322 | 3,817,800 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 特殊の性質(産業廃棄物の埋立処分業務)を有する業務であるため委託先(大阪湾広域臨海環境整備センター)が特定される |
| 391 | 東部流域下水道事務所 | 維持管理課 | 鴻池管理センター | (株)カンポ | 寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター 脱水ケーキ運搬業務 | 20190123 | 20190315 | 3,402,000 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号 | 焼却炉の故障により脱水ケーキの搬出処分が急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 392 | 南部流域下水道事務所 | 南部流域下水道事務所 | 管理G | 管清工業(株) 大阪支店 | 大和川下流流域下水道 石川左岸幹線 堆積物除去運搬業務 | 20190226 | 20190515 | 2,082,240 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | 汚水流入による被害の防止のため急迫を要し、競争入札に付しては契約の目的を達成できないため |
| 都市整備部(出先 委託料) | | | | | H30. 4~5月 | 151 件 | | 5,310,213,883 円 | | |
| | | | | | H30. 6~7月 | 53 件 | | 3,321,484,962 円 | | |
| | | | | | H30. 8~9月 | 43 件 | | 965,127,354 円 | | |
| | | | | | H30. 10~11月 | 92 件 | | 2,293,811,688 円 | | |
| | | | | | H30. 12~H31. 1月 | 43 件 | | 943,099,562 円 | | |
| | | | | | H31. 2~3月 | 10 件 | | 87,142,640 円 | | |
| | | | | | 合計 | 392 件 | | 12,920,880,089 円 | | |